

質問番号	指針の項目	施策名	所管課(室・局)	質問者
1	第1-1(1)市民啓発の充実・相互理解の促進	大阪府人権又は民族を理由とする不当な差別等行動の解消の推進に関する条例の周知・啓発(施策番号2)	府民文化部人権局人権推進課	山野上委員
2	第1-1(1)市民啓発の充実・相互理解の促進	ハイトスピーチ解消推進に向けた啓発事業(施策番号3)	府民文化部人権局人権推進課	片岡委員
3	第1-1(2)新たな在留管理制度に対する国への要望	—	府民文化部人権局人権推進課	時表委員
4	第1-2(1)生活情報提供の充実	外国人に対する相談・情報提供の実施(施策番号11)	府民文化部都市魅力創造局国際課	亀田委員
5	第1-2(1)生活情報提供の充実	外国語による大阪府ホームページでの情報発信(施策番号13)	府民文化部情報政策広報宣伝課	大石委員
6	第1-2(1)生活情報提供の充実	府営住宅外国人入居者に対する指導・啓発(施策番号14)	都市整備部住宅政策局住宅政策経営管理課	山野上委員
7	第1-2(1)生活情報提供の充実	府税のしおり外国語版の作成(施策番号16)	財務部税務局税政課	大石委員
8	第1-2(4)日本語学習機会の情報提供等	識字・日本語学習活動支援の取組み(施策番号26)	教育庁市町村教育室地域教育振興課	大石委員
9	第1-2(4)日本語学習機会の情報提供等	識字・日本語学習活動支援の取組み(施策番号26)	教育庁市町村教育室地域教育振興課	亀田委員
10	第1-2(4)日本語学習機会の情報提供等	識字・日本語学習活動支援の取組み(施策番号26)	教育庁市町村教育室地域教育振興課	山野上委員
11	第1-3(1)健康に暮らすための体制の充実	—	健康医療部保健医療政策課保健医療企画課	山野上委員
12	第1-3(1)健康に暮らすための体制の充実	大阪メディカルネット For Foreigners(施策番号27)	健康医療部保健医療政策課保健医療企画課	亀田委員
13	第1-3(1)健康に暮らすための体制の充実	大阪府外国人結核患者に対する治療・医療支援のための医療通訳派遣業務(施策番号33)	健康医療部保健医療政策課保健医療企画課	大石委員
14	第1-3(1)健康に暮らすための体制の充実	多言語通訳医療通訳サービス(施策番号34)	健康医療部保健医療政策課保健医療企画課	大石委員
15	第1-3(1)健康に暮らすための体制の充実	多言語通訳医療通訳サービス(施策番号34)	健康医療部保健医療政策課保健医療企画課	山野上委員
16	第1-3(1)健康に暮らすための体制の充実	医療機関・薬局向け外国人対応におけるワンストップ窓口(施策番号35)	健康医療部保健医療政策課保健医療企画課	山野上委員
17	第1-3(1)健康に暮らすための体制の充実	薬局における外国人接客対応支援事業(施策番号36)	健康医療部保健医療政策課保健医療企画課	大石委員
18	第1-4(1)情報発信等による支援	外国語によるおおさか防災ネットでの災害情報の配信(施策番号43)	政策企画部危機管理室災害対策課	大石委員
19	第1-4(1)情報発信等による支援	外国語によるおおさか防災ネットでの災害情報の配信(施策番号43)	政策企画部危機管理室災害対策課 府民文化部都市魅力創造局国際課	亀田委員
20	第1-4(1)情報発信等による支援	セーフティネット住宅登録制度及び居住支援連携体制構築促進事業費(施策番号49)	都市整備部住宅政策局居住企画課 都市整備部住宅政策局経費指導室建築振興課	山野上委員
21	第1-4(2)効果的な情報伝達体制の整備	—	府民文化部都市魅力創造局国際課	近藤委員
22	第1-5(2)就労にかかわる啓発等の充実	労働相談(施策番号54)	商工労働部雇用推進室労働環境課	山野上委員
23	第1-5(2)就労にかかわる啓発等の充実	OSAKAしごとフィールドにおける就業支援(施策番号55)	商工労働部雇用推進室就業促進課	山野上委員
24	第1-5(2)就労にかかわる啓発等の充実	OSAKAしごとフィールドにおける就業支援(施策番号55)	商工労働部雇用推進室就業促進課	亀田委員
25	第1-6(1)コミュニケーション能力の育成と国際理解 教育の充実	幼稚園・府立支援学校幼稚園部教育・認定こども園教員及び保育所保育士に対する人材教育研修(施策番号61)	福祉部子ども家庭局子育て支援課 教育庁教育振興室高等学校課 教育庁私学課	オチャンテ委員
26	第1-6(3)在日外国人教育の充実	—	府民文化部人権局人権推進課 教育庁教育振興室高等学校課 教育庁市町村教育室小中学校課	片岡委員
27	第1-6(3)在日外国人教育の充実	—	教育庁教育振興室高等学校課 教育庁私学課	山野上委員
28	第1-6(3)在日外国人教育の充実	—	教育庁教育振興室高等学校課 教育庁私学課	山野上委員
29	第1-6(3)在日外国人教育の充実	在日外国人生徒に対する進路指導への活用(施策番号72)	教育庁教育振興室高等学校課	オチャンテ委員
30	第1-6(3)在日外国人教育の充実	在日外国人生徒に対する進路指導への活用(施策番号72)	教育庁教育振興室高等学校課	亀田委員
31	第1-6(3)在日外国人教育の充実	在日外国人生徒に対する進路指導への活用(施策番号72)	教育庁教育振興室高等学校課	山野上委員
32	第1-6(3)在日外国人教育の充実	『在日外国人に開ける教育における指導の指針』の普及啓発(施策番号73)	教育庁人権教育企画課 教育庁教育振興室高等学校課 教育庁市町村教育室小中学校課	山野上委員
33	第1-6(3)在日外国人教育の充実	外国人児童・生徒のための教育の推進(施策番号75)	教育庁教育振興室高等学校課 教育庁市町村教育室小中学校課	山野上委員
34	第1-6(3)在日外国人教育の充実	外国人児童・生徒のための教育の推進(施策番号75)	教育庁市町村教育室小中学校課	山野上委員
35	第1-6(3)在日外国人教育の充実	日本語教育学校支援事業(施策番号77)	教育庁教育振興室高等学校課	オチャンテ委員
36	第1-6(3)在日外国人教育の充実	外国人児童生徒等への日本語指導への対応(施策番号78)	教育庁教育振興室高等学校課 教育庁市町村教育室小中学校課	亀田委員
37	第1-6(3)在日外国人教育の充実	外国人児童生徒等への日本語指導への対応(施策番号78)	教育庁教育振興室高等学校課 教育庁教育振興室支援教育課	山野上委員
38	第1-6(3)在日外国人教育の充実	外国人児童生徒等への日本語指導への対応(施策番号78)	教育庁市町村教育室小中学校課	山野上委員
39	第1-6(3)在日外国人教育の充実	日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜(施策番号82)	教育庁教育振興室高等学校課	オチャンテ委員
40	第1-6(3)在日外国人教育の充実	日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜(施策番号82)	教育庁教育振興室高等学校課	山野上委員

質問番号	指針の項目	施策名	所管課(室・局)	質問者
41	第1-6(3)在日外国人教育の充実	日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜(施策番号82)	教育庁教育振興室高等学校課	山野上委員
42	第1-6(3)在日外国人教育の充実	公立大学法人大阪 大阪公立大学における「帰国生徒特別選抜」の実施(施策番号83)	副首都推進局公立大学法人担当	オチャンテ委員
43	第1-6(3)在日外国人教育の充実	外国人学校の振興(施策番号85)	政策企画部成長戦略局国際金融都市担当	近藤委員
44	第1-7(1)地域社会への参画支援	地域の消防団への参画(施策番号87)	政策企画部危機管理室消防防災課 府民文化部都市魅力創造局国際課	山野上委員
45	第1-7(2)留学生の就職促進	外国人留学生の就職支援(施策番号89)・外国人留学生インターンシップ活用チャレンジ支援事業(施策番号90)	府民文化部都市魅力創造局国際課 商工労働部商工労働総務課	大石委員
46	第1-7(2)留学生の就職促進	外国人材受入加速化支援事業(施策番号89)	商工労働部商工労働総務課	亀田委員
47	第1-7(2)留学生の就職促進	外国人留学生インターンシップ活用チャレンジ支援事業(施策番号90)	商工労働部商工労働総務課	亀田委員
48	第1-7(2)留学生の就職促進	外国人留学生インターンシップ活用チャレンジ支援事業(施策番号90)	商工労働部商工労働総務課	山野上委員
49	第1-7(3)府政への参画促進	大阪府在日外国人施策有識者会議の運営(施策番号91)	府民文化部人権局人権推進課 府民文化部都市魅力創造局国際課	会委員
50	第2(1)庁内推進体制の充実	小中学校における日本語指導推進事業(施策番号98)	教育庁市町村教育室小中学校課	亀田委員
51	第2(2)市町村・NPO・事業者等との連携	OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会 参入促進に関するWG及び共生推進に関するWGの実施 (施策番号101)	政策企画部企画推進課 商工労働部商工労働総務課 府民文化部都市魅力創造局国際課	亀田委員
52	第2(2)市町村・NPO・事業者等との連携	OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会 参入促進に関するWG及び共生推進に関するWGの実施 (施策番号101)	政策企画部企画推進課 商工労働部商工労働総務課 府民文化部都市魅力創造局国際課	山野上委員
53	第3	大阪府公立学校教員採用選考(施策番号115)	教育庁教職員室教職員人事課	大石委員
54	指針の項目外	—	府民文化部人権局人権推進課	片岡委員

委員からの質問と回答

質問 番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
第 1 在日外国人施策の基本的方向						
1 人権尊重意識の高揚と啓発の充実						
1	(1) 府民啓発の充実・相互理解の促進 (3 ページ)	大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例の周知・啓発 (施策番号2)	差別的言動の件数について教えてください。また、対象や内容について、どういった傾向があるか、今年度に入ってからの変化があるか等、その実態について教えてください。特に今年度はこれまで以上に排外主義の広がり言われています。これまで以上に差別的言動の解消を目指した取組みが必要状況だと思います。 条例では、府の責務として、「…人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を実施する責務を有する…」こと、「…施策の実施に当たっては市町村との連絡調整を緊密に行うとともに、市町村における人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に係る取組みについて協力するものとする」とあり、昨年度の質問に対する回答では「市町村の人権相談への支援や専門的な相談への支援を行っています」とありますが、どのようなことを行っているか、また支援することについて市町村にどのように周知を行っているか教えてください。市町村としては府の専門的なバックアップはとても心強いと思います。 さらに、昨年度と同じ質問になりますが、「事業者は基本理念にのっとり…府が実施する第四条第一項の施策に協力するよう努めるものとする」とありますが、どういったものがあるか（あるいは想定しているか）、新たな取組みはあるか、教えてください。 【参考】 現場では、排外主義の広がりを受けて①不安、②ヘイト・差別・いじめを回避するための行動制限や委縮、③ヘイト・差別・いじめ、④体調不良、⑤一部の外国人の言動の全体視、⑥多文化共生・外国人支援の取組みに対する意見・圧力などが生まれており、とても重要な施策だと考えています。	山野上委員	◆差別的言動について 府内市町村（大阪市、堺市を除く。）から情報提供のあった差別事象について、令和6年度に外国人に関するものは14件あり、そのうちヘイトスピーチに該当する可能性があるものは8件で、全てが落書きや貼紙によるものでした。 また、ネットハーモニー等から報告のあったインターネット上のヘイトスピーチに該当するものは34件あり、プロバイダへの削除要請や大阪法務局への情報提供を行いました。さらに、令和7年度上半期（4月～9月）は、外国人に関するものは5件あり、そのうちヘイトスピーチに該当する可能性のあるものは2件で、落書きと文言が記載された用紙が公共の場に置かれていたものでした。 人権局としては、ヘイトスピーチの解消に向け、これまでより鉄道駅等へのポスター掲示やデジタルサイネージなど、様々な媒体の活用や関係団体の協力の下周知啓発を行うとともに、相談窓口を開設し、被害者等への支援に努めているところです。 なお、今年度、新たな取組として、YouTubeを活用した啓発広告（1か月：15秒40万回）を実施しました。 ◆市町村への支援 府内市町村に対する支援については、大阪府が事業者（大阪府人権協会）に委託して、以下の事業等を行っており、毎年、事業者から市町村に周知しています。 - 市町村人権相談サポート - 市町村からの求めに応じて相談事案に対する助言等の適切な支援 「人権相談のてびき」の提供（随時更新） - 専門家との連携相談支援 - 大阪府人権相談窓口において、専門性が必要な相談に対し、各種専門家（弁護士、行政書士、司法書士、精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉士等）と連携した対応を行っており、市町村相談窓口等への相談者も利用することが可能 - おおさか相談フォーラムの開催 - 相談活動への関心を高めるとともに、人権相談機関ネットワーク加盟機関を始め、相談や支援を行う相談員同士の経験交流や情報交換、相談員等がスキルアップできる場を提供 - 相談事例研究会の開催 - 具体的な相談事例に対する対応方法について学習・検討することで、相談のスキルを高めるための場を提供 - 人材養成事業の実施 - 市町村等の相談員、指導者の養成やスキルアップを図ることを目的に、「人権総合講座」を受講する機会の提供 - 人権啓発支援事業の実施 - 人権啓発アドバイザーの設置・派遣事業 - 市町村に対し、効果的な啓発事業・広報実施のためのノウハウを提供するため、アドバイザーを派遣	府民文化部 人権局人権擁護課

質問 番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
					〔2〕市町村啓発職員のための実践・交流会の開催【市町村間の情報共有の場の提供】 ①全体交流会の実施 ・啓発事業に関する情報交換の場として、府内全市町村を対象とした交流会を開催 ②ブロック別（北摂・河内北・河内南・泉州）交流会の開催 ・啓発事業を実施していく上で生じる悩みや課題を共有し、より良い事業づくりに向けた方策を見出すための交流会を開催 ③オンライン交流会の開催 ・幅広く各市町村の啓発事業の工夫等を学び合い、情報交換することで、より効果的な市町村の啓発事業を行うために開催 〔3〕講師紹介事業の実施 ・市町村が実施する人権に関する講演会や研修会において、講師選定に苦慮していることから、選定の根拠となる講師リストを提供 ◆事業者の協力 府が実施する施策において、事業者が協力してくれているものは、以下のとおりです。 1 啓発ポスターの掲示（ヘイトスピーチ解消推進条例啓発推進月間：11月） ・JR西日本や関西鉄道協会に依頼して、各鉄道事業者の駅等での啓発ポスターの掲示 ・大阪弁護士会や大阪司法書士会等の業界団体等でのポスターの掲示 2 啓発映像の放映（ヘイトスピーチ解消推進条例啓発推進月間：11月） ・大阪モノレール株式会社に依頼して、モノレール各駅に設置されたデジタルサイネージで啓発映像の放映 3 出前講座の実施（インターネット上の人権侵害等の啓発） ・令和6年度から、事業者との連携の一環として、出前講座として事業者等に出向き、企業担当者等に対しインターネット上の人権侵害等に関する講義やワークショップを実施	
2	（1）府民啓発の充実・相互理解の促進（3ページ）	ヘイトスピーチ解消推進に向けた啓発事業（施策番号3）	今夏以降、急速に「多文化共生」や「外国人観光客・労働者」等に向けたネガティブな意識の高まりがみられます。 諸外国と同様に、日本においても社会経済的状況の悪化から、その不満の矛先が残念ながら外国人や多文化理解・多文化共生というものに向かっています。それを解消するための何らかの取組みは行われているのでしょうか。あるいは、これら府民等へ向けた啓発事業等に対する風当たりへの対策が行われたのでしょうか。	片岡委員	多文化共生社会を推進する上で、府民の皆様はその重要性を理解していただくことは、非常に大切であると認識しています。 そこで、現在、国において、秩序ある共生社会実現に向けた取組の方向性が議論されており、府としては国の動きを注視していくとともに、ヘイトスピーチ解消や外国人の人権侵害の解消等に向け、引き続き、あらゆる機会を通じて、全庁で連携を図りながら、効果的な周知・啓発活動、相談支援を行っています。	府民文化 人権局人 権擁護課

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
3	(2) 新たな在留管理制度に対する国への要望 (5 ページ)	—	2024年6月入国管理及び難民認定法改正によって永住権の取消しができるようになりました。そのことは、93万人を超える一般永住者一人ひとりにとって極めてショックであり、恐怖すら感じる信じがたい出来事です。先進国であり、民主国家の今日の日本で、現状を無視した生殺与奪の権利をあえて国が握るような、今回の法改正がなされたのはどんな正当な理由があるのでしょうか。府として国に聞いてきていただきたいです。 少しでも日常生活の利便性を改善し、住民としての不安感をやわらげ、更には既に地域に溶け込んでいる生活者としての在住外国人への信頼、人権尊重の姿勢を国として見せていただきたいと強く希望します。無条件に全ての中長期在留者までとはとてもできないとは思いますが、せめて一部条件付きの永住資格所有者だけでも「在留カード常時携帯義務」をなくしてはどうか、その切実な要望をぜひとも国に届けていただけないでしょうか。 また、国への働きかけを努力されている大阪府の姿勢、届けていただいた質問、要望の具体的な内容及び国の回答を含め、大阪府在日外国人施策有識者会議の議事録として一般公開していただけないでしょうか。	時委員	2024年6月の法改正による永住者の在留資格の取消しは、許可後に公的義務を適正に履行しなくなるなど永住者としての要件を満たさなくなったと思われる事案について対処できる仕組みを構築するため、国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき制度化されたものです。一方で、適切に許可を受けて居住されている方にとっては不安に思われる改正であることから、府としてもその運用を注視してまいりたいと考えています。 また、従来から国へ要望している内容は「我が国への定着性が高い永住者について、在留カードの常時携帯義務の免除、再入国許可、罰則など特別永住者と同様の改善を図るべく、出入国管理及び難民認定法附則に定められている在留管理のあり方の検討について、人権の観点を踏まえ早急に進めてください。」というもので、国からの回答は、「永住者のうち、特に我が国への定着性の高い者についての在留管理のあり方に関しては、平成21年法律第79号附則第60条第3項において、『歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資する等の観点から、その在留管理のあり方を検討する』とされており、この規定の趣旨を踏まえて検討しているところ。」であります。 大阪府としては、引き続き定着性の高い永住者を対象とした要望を継続していき、何らかの動きがあればその範囲を拡大するなど状況に応じた対応をしていきたいと考えています。 なお、この会議資料は、一般公開されることになります。	府民文化 部 人権局人権擁護課
2 生活情報の提供と相談機能の充実						
4	(1) 生活情報提供の充実 (6 ページ)	外国人に対する相談・情報提供の実施 (施策番号11)	15分野について、生活全般にかかわる情報提供及び相談が行われており、12言語で対応されています。来日間もない人が大阪府に住まう際の基本的な情報については、各種手続き窓口または相談窓口へつなぐ動画での案内などを充実させてもよいと思われますが、いかがでしょうか。	亀田委員	「外国人のための1日インフォメーションサービス」等の相談窓口に繋ぐ動画は、OFIXのYouTubeチャンネルにて掲載しております。今後も引き続き、在日外国人に役立つ情報について、情報発信・情報提供を続けてまいります。	府民文化 部 都市魅力創造局国際課
5	(1) 生活情報提供の充実 (6 ページ)	外国語による大阪府ホームページでの情報発信 (施策番号13)	話者人口が多いと思われるフィリピン語やネパール語が含まれていないのはなぜでしょうか。	大石委員	府公式ウェブサイトについては、昨年、増加する訪日・在住外国人の方々に対し、可能な限り母語等で情報提供をすることを目的に12言語（英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、ドイツ語、イタリア語）に対応した自動翻訳機能を導入しています。 これにより、大阪の在留外国人の約8割（※1）及び訪日外客数（※2）の約9割の言語をカバーしているところです。お示しのフィリピン語やネパール語を含め、多言語による情報発信については、引き続き、訪日・在住外国人の状況等を踏まえたうえで検討してまいります。 （※1）在留外国人統計：e-Stat 政府統計の総合窓口 （※2）2025年11月 訪日外客数（JNTO推計値）：日本政府観光局(JNTO)	府民文化 部 府政情報室 広報広聴課
6	(1) 生活情報提供の充実 (6 ページ)	府営住宅外国人入居者に対する指導・啓発 (施策番号14)	令和7年5月から特に外国人入居者が多い団地やトラブルで困っている自治会等に聞き取りを行ったとありますが、団地、自治会の別に聞き取り先の件数を教えてください。 聞き取り内容について教えてください。また、説明により、その後、外国人入居者の対応、団地や自治会での受け止めがどう変わったか教えてください。 入居時のパンフレット作製、外国人入居者に対する説明以外に取り組んだことがあれば教えてください。	山野上委員	団地の自治会に聞き取りした件数は16団地で、「外国人入居者の生活上のルールやマナーについて、困っていることはないか」ということを聞き取りしています。 自治会からは ・特に困っている状態ではないが、今後のため、ゴミの出し方等、注意喚起が必要な事項について記載したパンフレットを自治会で保管したい。 ・生活上のルールやマナーが守られていないケースが見られることから、個別に配付を希望する。 と聞いています。 個別に配付した団地の自治会からは、いいパンフレットを作成してくれたと喜んでいただいています。	都市整備 部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課

質問 番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
7	(1) 生活情報提供の充実 (6 ページ)	府税のしおり外国語版の作成 (施策番号16)	ベトナム語をはじめ、話者人口の多い言語についても作成予定はあるでしょうか。	大石委員	府内における外国人居住者の増加に伴い、府税の申告・納税方法等の周知を目的とした「府税のしおり」についても、ベトナム語をはじめとした話者人口の多い言語による情報提供の重要性は高まっていると考えています。 窓口等における多言語化のニーズを汲み取りながら、限りある予算の中で対応言語の拡充についても適宜検討を行っており、将来的には、英語・中国語・韓国語への翻訳以外にも、ベトナム語を含む他言語への対応も考えていく必要があると認識しています。	財務部税務 局税政課
8	(4) 日本語学習機会の情報 提供等 (10 ページ)	識字・日本語学習活動支援の 取組み (施策番号26)	文部科学省補助事業の間接補助事業者である14市が実施している日本語教育環境を強化するための体制づくりについて、どのようなことを実施しているのか、具体的に知りたいです。	大石委員	文部科学省の補助事業を活用している府内14市では、日本語教育環境を強化するため、地域の実情に応じてさまざまな取組を進めています。具体的には、既存の日本語教室の運営支援や新たな学習機会の提供、学習支援者向け研修の実施など、学習機会の拡充に取り組んでいます。また、地域日本語教育コーディネーターを位置づけるとともに、日本語学習ニーズや域内教室の状況把握、教室運営者や学習支援者への助言、関係機関・団体との連携体制の構築などを行っている市もあります。 こうした取組を通じて、市町村における日本語教育の体制づくりが進み、地域における学習環境の充実につながっています。	教育庁市町 村教育室地 域教育振興 課
9	(4) 日本語学習機会の情報 提供等 (10 ページ)	識字・日本語学習活動支援の 取組み (施策番号26)	「日本語教育の推進に関する法律」及び「地域日本語教育の在り方について (報告)」 (令和4年11月29日 文化審議会国語分科会) にて地方公共団体の役割が以下のように定められていますが、施策のとりまとめは進んでいるでしょうか。 「日本語教育の推進に関する法律」 (地方公共団体の基本的な方針) 第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。 「地域日本語教育の在り方について」 (P21) (2) 地方公共団体における日本語教育に関する基本計画の策定について ○ 地方公共団体は、「日本語教育の推進に関する法律」第11条に基づき、国の基本方針を参酌した当該地域の日本語教育の基本的な方針を定めるよう努めるものとされている。	亀田委員	大阪府では、「日本語教育の推進に関する法律」第11条に基づき、府としての識字・日本語教育の推進に関する基本的な方針の策定に向けて取り組んでおります。 現在は、関係機関・関係団体や有識者のみなさまからのご意見を聴取している段階であり、これらのご意見をふまえるべく、庁内関係部局と連携しながら、府としての基本的な方針の策定に向けた検討を進めております。 今後多様な関係者からのご意見を伺いながら、総合的かつ効果的な識字・日本語教育の推進につながる内容となるよう、策定作業を進めてまいります。	教育庁市町 村教育室地 域教育振興 課
10	(4) 日本語学習機会の情報 提供等 (10 ページ)	識字・日本語学習活動支援の 取組み (施策番号26)	大阪府内の日本語教室について、学習者が急増し、実施体制が追い付かず、受け入れを停止している教室が出てきていると聞きます (当協会でもそういった状況が生まれています)。一方で「日本語教育の推進に関する法律について」の第三条で「日本語教育の推進は日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行わなければならない」とあります。 大阪府内の識字・日本語学習活動の現状 (状況と課題) と今後 (解決に向けた方向性や基礎自治体との役割分担、連携等) について、日本語教育に関する総合調整会議等でどういった検討がなされているか教えてください。	山野上委員	大阪府内では、大阪識字・日本語協議会が平成28年に取りまとめた「大阪府内における識字・日本語学習活動促進のための課題整理報告書」を踏まえ、文部科学省「地域日本語教育の総合的な推進事業」等の関連施策事業を活用しながら、市町村と連携し、識字・日本語学習活動の充実に努めてきたところです。 一方、同報告書の発出から10年近く経過するなかで、識字・日本語学習活動が根幹とすべき人権に関わる国内外の動向が変化するとともに、外国から来日する人の増加や多国籍化に伴い、学習機会の確保、学習活動や教室運営への支援、学習支援者の育成などが改めて課題となっています。 こうした識字・日本語学習活動を取りまく状況が変化したことを受け、大阪識字・日本語協議会では、同報告書の内容を見直すべく検討を続けており、令和7年度末には新たな課題整理報告書として策定する予定です。	教育庁市町 村教育室地 域教育振興 課

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属																											
3 安心のための医療・保健・福祉サービス体制の充実																																	
11	(1) 健康に暮らすための体制の充実（11ページ）	ー	「大阪府在日外国人施策に関する指針」の17ページでは「受診後の医療費の未払い等の課題に対応するため、相談窓口の設置を行います」とあります。どういった課題に対応しているか、また例示している医療費の未払い等の課題に相談窓口の設置により、どうやって対応しているか、解決されることと課題として残っていることについて、教えてください。 また、救命救急センター以外の医療機関への適用について、その状況をお知らせください。	山野上委員	大阪府では、外国人患者受入に伴う、コミュニケーション・文化の違いによるトラブル、医療費未払い、未収金回収の方法といった金銭トラブル、法的トラブル、保険会社への請求方法等の相談も含めたトラブル相談窓口を設置しています。本窓口については、大阪府内全医療機関、全調剤薬局が利用可能です。 本窓口における医療費の未払い関係の相談内容については、大阪府のホームページにマンスリーレポートとして掲載しておりますので、ご参照願います。 【医療費の未払い関係の相談内容】 ①令和8年4月（https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/4367/monthly_4.pdf） ②令和8年5月（https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/4367/monthly_5.pdf） ③令和8年6月（https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/4367/monthly_6.pdf） ④令和8年7月（https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/4367/monthly_7.pdf） ⑤令和8年8月（https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/4367/monthly_8.pdf） ⑥令和8年9月（https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/4367/monthly_9.pdf） 未収金への対応については、「医療機関における外国人患者受付時の初期対応の強化」と「入国後も加入できる海外旅行保険への誘導」が今後の課題となっています。	健康医療部 保健医療室 保健医療企画課																											
12	(1) 健康に暮らすための体制の充実（11ページ）	大阪メディカルネット For Foreigners（施策番号27）	在日外国人及び観光客が増加する中、医療体制はさらに拡充されているでしょうか。本年度は大阪万博もあり、様々な検証がなされたと思われますが、それらの結果は、今後、現体制にどのように反映されるでしょうか。	亀田委員	外国人患者を受け入れる医療機関については、訪日・在留外国人の増加をふまえ、令和6年度に45医療機関、令和7年度に165医療機関を拡充し、令和8年1月1日時点で332医療機関となっています。 外国人患者の受入れに際しては、言語の壁によるコミュニケーション不足や未収金の発生といった課題が生じていることから、令和7年度より医療機関向けの研修事業を実施しており、今後は外国人患者を受け入れる医療機関スタッフの受入れスキルの向上及び医療機関間の連携強化を図ります。	健康医療部 保健医療室 保健医療企画課																											
13	(1) 健康に暮らすための体制の充実（11ページ）	大阪府外国人結核患者に対する治療・服薬支援のための医療通訳派遣業務（施策番号33）	外国人結核患者はどのくらいいるのでしょうか。また、国籍別に特に多い国などはあるのでしょうか。外国人全体に占める割合は、日本人患者が日本人全体に占めるよりも高いのでしょうか。	大石委員	令和6年大阪府内の新規登録結核患者1,118人のうち、外国人結核患者は161人（14.4％）となっております（参考①）。 ご質問の外国人全体に占める割合については、日本人患者が日本人全体に占める割合よりも高い状況です（参考②）。特に、結核高蔓延国とされている東南アジア出身の患者が多く、外国人結核患者の多い上位6か国は入国前結核スクリーニング検査対象国となっております（参考①・③）。 新型コロナウイルス感染症が5類化された令和5年5月以降、全国的に技能実習生や留学生等の入国者が増加傾向にあり、外国人結核患者も増加している状況です。 外国人結核患者の方が結核治療を完遂していただくため、医療通訳者派遣や薬の飲み忘れが無いよう、多言語で作成している服薬手帳を活用し、支援を行っているところです。 引き続き、外国人結核患者への対策に取り組んでまいります。 ＜参考①：令和6年大阪府における外国人結核患者の出生国別内訳＞ <table><tr><th>出生国</th><th>患者数</th><th>割合</th></tr><tr><td>ミャンマー</td><td>31人</td><td>19%</td></tr><tr><td>インドネシア</td><td>29人</td><td>16%</td></tr><tr><td>ネパール</td><td>28人</td><td>17%</td></tr><tr><td>フィリピン</td><td>23人</td><td>14%</td></tr><tr><td>ベトナム</td><td>21人</td><td>13%</td></tr><tr><td>中国</td><td>9人</td><td>6%</td></tr><tr><td>その他</td><td>20人</td><td>12%</td></tr><tr><td>合計</td><td>161人</td><td>ー</td></tr></table>	出生国	患者数	割合	ミャンマー	31人	19%	インドネシア	29人	16%	ネパール	28人	17%	フィリピン	23人	14%	ベトナム	21人	13%	中国	9人	6%	その他	20人	12%	合計	161人	ー	健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課
出生国	患者数	割合																															
ミャンマー	31人	19%																															
インドネシア	29人	16%																															
ネパール	28人	17%																															
フィリピン	23人	14%																															
ベトナム	21人	13%																															
中国	9人	6%																															
その他	20人	12%																															
合計	161人	ー																															

質問 番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
					<参考②：疫学情報センター「都道府県指標値2024年版」> 令和6年 大阪府人口：8,756,875人 うち日本人人口：8,439,454人 新規登録結核患者：957人（0.01%） うち外国人人口：317,421人 新規登録結核患者：161人（0.05%） <参考③：入国前結核スクリーニング検査> スクリーニング対象国から、日本に入国・中長期間在留しようとする者に対して、入国前に指定健診医療機関において胸部レントゲン検査を受け、結核を発病していないことを証明する資料の提出を求める制度です。 対象者：原則として、日本に在留中に結核と診断された外国生まれの患者の出生国のうち多くの割合を占めるフィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー及び中国の国籍を有し、中長期在留者（再入国許可を有する者を除く）並びに特定活動告示第53号及び同第54号（日本国内で6か月を超えない期間滞在して国際的なリモートワーク等を行うデジタルノマド及びその配偶者又は子）として日本に入国・在留しようとする者。 開始時期：フィリピン・ネパール 令和7年3月 ベトナム 令和7年5月 インドネシア・ミャンマー・中国 開始に向け調整中 ※厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou03/index_00006.html	
14	(1) 健康に暮らすための体制の充実（11ページ）	多言語遠隔医療通訳サービス（施策番号34）	フィリピン語に対応していないのはなぜでしょうか。	大石委員	「大阪府24時間多言語遠隔医療通訳サービス」については、現在、8言語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・フランス語）対応可能な電話、ビデオによる医療通訳遠隔サービスにより、医療従事者と外国人患者との円滑なコミュニケーションを支援しているところです。 上記以外の言語についても、厚生労働省がフィリピン語（タガログ語）を含む希少言語の「遠隔通訳サービス」において、対応しているところです。今後、府としても、社会情勢や「大阪府外国人医療対策会議」における専門家の意見等も踏まえ、議論していきたいと考えています。	健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

質問 番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
15	(1) 健康に暮らすための体制の充実 (11ページ)	多言語遠隔医療通訳サービス (施策番号34)	多言語遠隔医療通訳サービス、医療機関・薬局向け外国人対応におけるワンストップ相談について、年間の対応件数及びその増減（言語別、大阪府内のエリア別）、登録及び医療機関・薬局数及びその増減（大阪府内のエリア別）について教えてください。 登録施設については①医療圏別の種別内訳の数字、②登録施設ごとの利用件数の分布、③導入した登録施設の声（施策の効果や導入や利用にあたっての課題等）についても教えてください。 また、医療機関・薬局向け外国人対応におけるワンストップ窓口の相談件数について、内容別の内訳を教えてください。 さらに、多言語遠隔医療通訳サービスについて、実際の利用は医療機関等の判断によるものか、患者が希望（本人あるいは患者の家族等）した場合に使うものか、あるいは利用方法は登録機関次第か、その利用方法について教えてください。 ※とても助かる施策だと思うのですが、外国人支援や多文化共生とどうつながることができるのか、いろいろ考えさせていただきたいです。	山野上委員	令和7年度事業実績 ●利用実績：3,734件【病院3,203件、診療所525件、薬局6件】（R7.4～12現在） <言語別> 英語780件、中国語1,370件、韓国語171件、ポルトガル語47件、スペイン語99件、ベトナム語1,169件、タイ語29件、フランス語69件 <医療圏別> 豊能77件、三島19件、北河内42件、中河内1件、南河内184件、堺市45件、泉州872件、大阪市2,494件 ●登録施設：532施設【病院195施設、医科診療所232施設、歯科診療所13施設、薬局92施設】（R7.12末時点） <医療圏別> 豊能35施設、三島32施設、北河内56施設、中河内15施設、南河内38施設、堺市64施設、泉州63施設、大阪市229施設 <登録施設ごとの利用件数の分布> 多言語医療通訳を利用いただくために医療機関に利用登録をお願いしておりますが、この登録は第三者への提供・開示を前提としているものではないため、登録施設ごとの利用件数の分布については、公表を差し控えてさせていただきます。 <導入した登録施設の声（抜粋）> ・無料かつ24時間対応いただける電話医療通訳サービスは大変助かっています。 ・対応言語にネパール語を追加してほしい。 <利用方法について> ・本サービスについては、府内医療機関・薬局において、外国人患者対応を行う際、事前にサービス登録いただいた医療機関・薬局から専用ダイヤルに発信いただくことで利用することができます。（外国人患者側から専用ダイヤルに発信し利用することはできません。） （参考：令和6年度事業実績） ●利用実績：3,235件【病院2,798件、診療所420件、薬局17件】 <言語別> 英語501件、中国語977件、韓国語192件、ポルトガル語50件、スペイン語101件、ベトナム語1,318件、タイ語57件、フランス語39件 <医療圏別> 豊能83件、三島14件、北河内40件、中河内6件、南河内225件、堺市47件、泉州846件、大阪市1,974件 ●登録施設：401施設【病院187施設、医科診療所159施設、歯科診療所10施設、薬局45施設】（令和6年度末時点） <医療圏別> 豊能27施設、三島26施設、北河内45施設、中河内11施設、南河内28施設、堺市64施設、泉州47施設、大阪市153施設	健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
16	(1) 健康に暮らすための体制の充実 (11ページ)	医療機関・薬局向け外国人対応におけるワンストップ窓口 (施策番号35)	(※質問番号15と同じ質問) 多言語遠隔医療通訳サービス、医療機関・薬局向け外国人対応におけるワンストップ相談について、年間の対応件数及びその増減(言語別、大阪府内のエリア別)、登録及び医療機関・薬局数及びその増減(大阪府内のエリア別)について教えてください。 登録施設については①医療圏別の種別内訳の数字、②登録施設ごとの利用件数の分布、③導入した登録施設の声(施策の効果や導入や利用にあたっての課題等)についても教えてください。 また、医療機関・薬局向け外国人対応におけるワンストップ窓口の相談件数について、内容別の内訳を教えてください。 さらに、多言語遠隔医療通訳サービスについて、実際の利用は医療機関等の判断によるものか、患者が希望(本人あるいは患者の家族等)した場合に使うものか、あるいは利用方法は登録機関次第か、その利用方法について教えてください。 ※とても助かる施策だと思うのですが、外国人支援や多文化共生とどうつながることができるのか、いろいろ考えさせていただきたいです。	山野上委員	(令和7年度事業実績) ●利用実績:27件【病院20件、診療所7件、薬局0件】(R7.4～R7.12まで) ※ <医療圏別> 豊能1件、三島0件、北河内2件、中河内2件、南河内2件、堺市1件、泉州2件、大阪市17件 <内容別> 医療機関案内4件、支払いサポート10件、院外機関手続き説明7件、重篤案件対応の情報提供1件、状況の把握・情報整理5件 (令和6年度事業実績) ●利用実績:32件【病院23件、診療所2件、薬局2件、その他5件】 ※その他は、対象外であるが架電があったもの <医療圏別> 豊能3件、三島0件、北河内1件、中河内0件、南河内2件、堺市1件、泉州1件、大阪市19件、不明5件 <内容別> 医療機関案内5件、支払いサポート5件、院外機関手続き説明6件、重篤案件対応の情報提供0件、状況の把握・情報整理16件	健康医療部 保健医療室 保健医療企画課
17	(1) 健康に暮らすための体制の充実 (11ページ)	薬局における外国人接客対応支援事業(施策番号36)	フィリピン語に対応していないのはなぜでしょうか。	大石委員	令和6年度、大阪・関西万博の開催等に伴い、訪日・在日外国人にとって需要の高い主要な言語に対応できるよう対応言語の拡充を行いました。その際、「大阪府24時間多言語遠隔医療通訳サービス」にも合わせて、現在の8言語(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、フランス語)を対象としているからです。	健康医療部 生活衛生室 薬務課
4 安全を守る災害支援体制の充実						
18	(1) 情報発信等による支援 (16ページ)	外国語によるおおさか防災ネットでの災害情報の配信 (施策番号43)	フィリピン語やネパール語に対応していないのはなぜでしょうか。また、アプリでは対応している「やさしい日本語」に対応していないのが疑問です。	大石委員	おおさか防災ネットのホームページでの外国語対応については、府のホームページの対応言語等を参考に、日本語を除く13言語対応(※1)としました。 外国語による情報発信については府内在留者や来阪外国人の国別構成や使用されている公用語の状況等も参考に、システム更新の機会等をとらえ対応を検討してまいりたいと考えています。 (※1) 英語、中国簡体字、中国繁体字、韓国・朝鮮語、ベトナム語、インドネシア語、ポルトガル語、タイ語、スペイン語、フランス語、ロシア語、ドイツ語、イタリア語	政策企画部 危機管理室 災害対策課
19	(1) 情報発信等による支援 (16ページ)	外国語によるおおさか防災ネットでの災害情報の配信 (施策番号43)	災害発生時から避難所開設の流れ、居住地域の避難所やハザードマップなど多岐にわたる情報提供がありますが、外国人にとっては災害時の初期対応をどうすればよいか、我々が何となく理解しているような前提がない外国人には戸惑うことも多いと思われます。その前提部分について解説された動画などが配信できればよいと思われますが、いかがでしょうか。	亀田委員	外国人向けの情報発信ツールとして日本語含め14か国語対応のホームページ「おおさか防災ネット」を運用し、防災情報をお知らせできるようにしています。 さらに、「大阪防災アプリ」(英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国・朝鮮語、やさしい日本語にも対応)ではスマートフォン等のGPS機能を活用し、土地勘がなくても現在地にもとづく情報を受け取れるようになっています。 平時からの情報提供として、前述の大阪防災アプリ(危機管理室)について記載されている携帯サイズの外国人のための防災ガイド(英語、中国語、韓国語、やさしい日本語)を作成し、府内市町村や国際交流協会、総領事館等へ配布しPRしております。 また、大規模災害発生時は、OFIXと共に災害時多言語センターを立ち上げ、①在住外国人に対し提供が必要な情報等の翻訳を行い、大阪防災アプリ、OFIXのホームページ及びSNS等での情報発信②被災した外国人からの相談及び問合せ対応③市町村の避難所等へのボランティアの派遣及びその調整を行う予定です。 なお、委員ご指摘の動画についても、引き続き危機管理室と連携し、効果的な情報発信を検討してまいります。	政策企画部 危機管理室 災害対策課 府民文化部 都市魅力創造局国際課

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
20	(1) 情報発信等による支援 (16ページ)	セーフティネット住宅登録制度及び居住支援連携体制構築促進事業費(施策番号49)	外国人等に対する入居差別の撤廃に向けての研修・啓発活動の推進について、宅地建物取引業者を対象として行っている取組み、さらに家主を対象として行っている取組みについて教えてください。 住居を借りようとする際、宅地建物取引業者ではなく、家主から難色を示されることがしばしばあります。これまで宅地建物取引業者に対して、入居差別の実態についてアンケート調査等を行ったことはありますでしょうか。いずれにしても現状を把握するため、宅地建物取引業者に対して、家主とやり取りをする中で経験した外国人差別などがないか等のアンケート調査などができないでしょうか。 また、宅地建物取引業者から家主に対して、適切な働きかけができるよう外国人支援や交流に取り組む団体及びその取組みについて知る研修会の実施や資料の作成をするなど、宅地建物取引業者を通じて家主の不安や負担感の軽減に努めることで入居差別が減るように努めてください。 ※ 今後も引き続き、外国人支援の現場サイドからも何ができるか考えていきたいです。	山野上委員	大阪府では、外国人等に対する入居差別の解消のみならず、すべての住宅確保要配慮者の方に必要な支援等が行われるよう、市町村、不動産事業者、家主、居住支援法人等を対象とし、府とOsakaあんしん住まい推進協議会が主催する研修会等あらゆる機会を捉えて、啓発等を行っています。 大阪府では、宅地建物取引業者に対し、「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」において、賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子(父子)家庭であるという理由だけで入居申込みを拒否することを指導対象とした規定を設け、宅地建物取引業者による入居差別の未然防止に努めています。 併せて、宅地建物取引業者向けの研修会や業界団体を通じて、宅地建物取引業者に人権問題に対する基本的な理解を促す啓発冊子を配布するなど、家主の人権問題に対する正しい理解や認識を持つよう啓発に努めることを求めています。 また、賃貸住宅における入居差別の状況については、大阪府内の宅地建物取引業者に対して、賃貸住宅の媒介に際して、家主から外国人については断るよう言われた割合を定期的にアンケート調査し、実態把握に努めているところです。 引き続き、宅地建物取引業者を通じて家主に対する啓発の取組に努めてまいります。	都市整備部 住宅建築局 居住企画課 都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築振興課
21	(2) 効果的な情報伝達体制の整備 (16ページ)	—	定住者は地域の外国人コミュニティリーダー(聖職者、外国人の雇用が多い会社の経営者、エスニック料理の店主、領事館関係者、大学や専門学校、日本語学校)などと連携をとる必要があるのではないのでしょうか。日常的にそのような体制を作る必要があると考えます。南海トラフ地震が必ず来るとしたら、準備態勢は急には急を入れるべきです。 上記のような施策について考慮する余地がありますか。	近藤委員	災害時の多言語支援を円滑に行うため、大学とのOFIXとの3者間で連携協定を結び、災害時通訳・翻訳ボランティアの登録を促進しているところです。また、領事館との意見交換会や、定期での連絡調整を行っているところです。今後はさらに、受入促進に関するWG及び共生促進に関するWGの垣根を越えた取組みができるよう、努めてまいります。	府民文化部 都市魅力創造局国際課
5 安心して生活できる住宅・就労支援の充実						
22	(2) 就労にかかわる啓発等の充実 (19ページ)	労働相談(施策番号54)	事業者に対する啓発として何か取り組んでいること(特に外国ルーツの若者の存在について、制度的な状況も含めて広く知らせる取組み)があれば教えてください。 特に制度的な状況として、在留資格「家族滞在」の若者は、高校卒業予定かつ事業者から内定が得られれば、在留資格を「定住者」あるいは「特定活動」に変更でき、就業時間の制限がなくなるにも関わらず、「在留資格『家族滞在』の人は週28時間までしか働けない」という誤った認識に基づき、門前払いを受けるケースが散見されます。大阪府のみならず、ハローワークなども連携し、事業者に対する情報提供、啓発が必要だと考えています。 日本の働き方の常識を外国人に求めるだけでなく、多様な人が働きやすい職場を求めて職場が変わっていくこと、多様な能力を生かすことも大事だと思います。そういった工夫をしている事業者の事例の収集などは行っているでしょうか。 外国人の就労支援、特に外国ルーツの若者に対する就労支援の取組みやそれに必要な研修(支援やその企画立案に携わる職員向け)として取り組んでいることについて教えてください。現在、実施していない場合は今後の予定や方向性でも構いません。	山野上委員	「大阪府労働相談センター」では、労働者や事業者からの労働相談に対して多言語で対応しており、留学生や外国人労働者には、日本の労働法令や職場でのコミュニケーションを学んでいただくことを目的としたセミナーや相談会を開催しています。 在留資格に関する相談については、在留手続等の業務を行っている法務省の大阪出入国在留管理局を案内しており、外国人材採用に関する相談について労働者に対しては、厚生労働省の「大阪外国人雇用サービスセンター」を案内しております。 また、大阪府の総合就業支援拠点「OSAKAしごとフィールド」では、働きたいと思っているすべての方の就職活動を支援しており、外国人の方については、在留資格、言語など、相談者の状況にあわせて、「大阪外国人雇用サービスセンター」や、生活関連情報を含めた幅広い情報提供や相談を行っている「公益財団法人大阪府国際交流財団」を案内しております。 府内中小企業等から寄せられる外国人採用に関する相談については、「労働相談センター」や「OSAKAしごとフィールド」内の中小企業人材支援センターにおいて、企業のニーズに合わせて、大阪府・市が設置するワンストップ相談窓口「大阪外国人材採用支援センター」を案内しております。 この他、事業者に対する情報提供や啓発については、中小企業人材支援センターにおいて、「大阪外国人材採用支援センター」と連携したセミナーを昨年度に実施したところです。	商工労働部 雇用推進室 労働環境課 商工労働部 雇用推進室 就業促進課
23	(2) 就労にかかわる啓発等の充実 (19ページ)	OSAKAしごとフィールドにおける就業支援(施策番号55)	外国人の就労支援、特に外国ルーツの若者に対する就労支援の取組みやそれに必要な研修(支援やその企画立案に携わる職員向け)として取り組んでいることについて教えてください。現在、実施していない場合は今後の予定や方向性でも構いません。			
24	(2) 就労にかかわる啓発等の充実 (19ページ)	OSAKAしごとフィールドにおける就業支援(施策番号55)	高校新卒者の雇用支援に関して、何か施策がありますか。	亀田委員	「OSAKAしごとフィールド」内に「高校サポートデスク」を設置し、高校からの相談に応じて、企業の取組や仕事内容を紹介する出前授業や交流会、インターンシップ等に協力していただける企業を紹介しています。 また、卒業年次の進路未決定者、不登校傾向の生徒等を対象として、OSAKAしごとフィールドのキャリアカウンセラーを高校へ派遣し、キャリアカウンセリングを通じて、就職決定までの伴走支援を行っています。	商工労働部 雇用推進室 就業促進課

質問 番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
6	国際理解教育・在日外国人教育の充実					
25	(1) コミュニケーション能力の育成と国際理解教育の充実 (21ページ)	幼稚園・府立支援学校幼稚部教員・認定こども園教員及び保育所保育士に対する人権教育研修(施策番号61)	「同和教育をはじめとする人権教育のあり方」に関する研修が行われたとありますが、保育者を対象として、多文化共生の観点から実施された研修、または今後実施予定の研修はありますか。近年、多様な背景をもつ子どもたちが増える中で、保育者は保護者との直接的な関わりや、日本語が十分に理解できない子どもへの対応を求められる場面が増えていきます。そのため、保育者自身の多文化理解・異文化理解を深める研修は、非常に重要であると考えられます。 また、子どもへの直接的な多文化理解教育や言語支援の取組みが行われている場合には、その具体的な内容についてもご教示いただければ幸いです。	オチャンテ委員	幼保連携型認定こども園新規採用教員研修の中で、在日外国人の人権、日本語指導が必要な子どもの状況、支援の在り方等について取り上げ、職員自身の多文化理解・異文化理解を深め、すべての子どもが互いに違いを認めあい、ともに生きる教育を進められるよう、講義を行っています。 子どもへの直接的な多文化理解教育や言語支援の取組については、各施設でご判断いただくものと認識しております。 教職員が人権尊重の精神に基づき、在日外国人幼児・児童・生徒に関わる指導の内容や方法について共通理解を深め、すべての幼児・児童・生徒が互いに違いを認めあい、ともに生きる教育を推進することは、非常に重要であると認識しています。 そのため、府教育センターでは、幼稚園新規採用教員研修、幼保連携型認定こども園新規採用教員研修、幼児教育人権研修、幼児教育アドバイザー育成研修等において、在日外国人の人権、日本語指導が必要な子どもの状況、支援の在り方等について取り上げ、教職員自身の多文化理解・異文化理解を深め、すべての幼児が互いに違いを認めあい、ともに生きる教育を進められるよう、講義を行っています。	福祉部子ども家庭局子育て支援課
26	(3) 在日外国人教育の充実 (25ページ)	—	成人・学生・生徒児童の外国籍住民においては、昨今の国内の社会経済状況の悪化による不満の矛先が排外主義的な意識に向かっている現在、地域の中で孤立してしまうケースもあると思われる。そういった現状に対する何かしらの取組みを新たに緊急に行っているのでしょうか。あるいは、今後行う予定がありますか。	片岡委員	府教育庁としては、教職員が、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチ等についての理解を深め、人権尊重の精神を基盤に、在日外国人に対する差別を許さない態度を培うとともに、すべての子どもたちに対して一層適切な教育を進めることが重要であると認識しております。引き続き、多様性を尊重し、人権問題について正しい理解と認識を深める教育を推進するよう取り組み、今後も外国人生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう、教育支援体制の充実に努めてまいります。 なお、小中学校においては、これまでから、進めてきた人権教育を基盤に、外国籍や外国にルーツのある子どもも含めた仲間づくりや、互いの文化・価値観の尊重等につながる在日外国人教育、多文化共生教育に取り組んでおります。万一、国籍や民族に関わる人権侵害事象が生じた際には、事象の背景分析を丁寧に行い、傷ついた子どものケアを最優先に行うとともに、市町村教育委員会との協議等を通じて、再発防止に向け、取組みの充実等支援を行っております。 多文化共生に係る具体的な取組みとしましては、日本語学習に取り組む中学生または外国にルーツのある府内の中学生を対象に「O S A K A 多文化共生フォーラム」を実施しております。本フォーラムでは、同じ言語を母語とする他校の生徒との交流や多文化共生の取組に触れることを通じて、参加する中学生が自らのアイデンティティを育み、身近なロールモデルである高校生から、これまでの経験や高校生活に関する話などを聞くことで、進路に対する展望をもつきっかけとなることを目的としています。	教育庁教育振興室高等学校課 教育庁市町村教育室小中学校課

質問 番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
					また、日本ルーツの児童生徒も含め、小学４年生から中学３年生のすべての児童生徒を対象に、「オンライン国際クラブＯＳＡＫＡ」を実施しています。参加者がオンライン上に集い、様々な国の文化にふれたり交流したりすることで、アイデンティティを育み、自己肯定感を高めること、そして将来、多文化共生のまちづくりの担い手となることを目的としております。 加えて、外国人児童生徒支援員を府域７地区に１人ずつ合計７人配置し、児童生徒や保護者の不安等に寄り添い、生活面や学習面等の相談支援を行っております。 引き続き、外国籍や外国にルーツのある児童生徒等をサポートできるよう取り組むとともに、すべての子どもたちが国籍や民族など、互いの違いを認め合い、尊重できる共生社会をめざして協力する資質や態度を育んでいけるよう、取組みを進めてまいります。	教育庁教育振興室高等学校課 教育庁市町村教育室小中学校課
					大阪府人権局では、ヘイトスピーチに対して、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を施行し、ヘイトスピーチを禁止する府の強い姿勢を府民に見える形で示すとともに、ヘイトスピーチは許さないという共通認識を社会に根付かせるため、府民向けリーフレットやポスターを活用するなどして啓発活動を行っています。 また、啓発に関する今年度初めての取組として、YouTube広告を活用して、ヘイトスピーチの啓発動画（Ｒ8.1/1～1/31：15秒動画、40万回以上表示）の放映を行いました。 さらに、人権相談窓口やインターネット上のトラブルに関する専門相談窓口「ネットハーモニー」を設置し、被害に遭われた方等に対して必要な助言や情報提供を行うとともに、専門家や関係機関とも連携・協力し、相談者に寄り添った支援を行っています。 引き続き、昨今の外国籍住民を取り巻く環境も注視しながら、啓発・教育、相談支援に努めていきます。	府民文化 人権局人権擁護課
27	(３) 在日外国人教育の充実 (25ページ)	一	独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の奨学金について、昨年度、在留資格が「家族滞在」であっても、一定の要件（日本の小学校卒業前に入国かつ日本の中学校・高等学校等を卒業（予定）等）を満たせば対象になるよう変更されました。しかし、中学生以降に来日した場合は対象外のままです。引き続き、奨学金の対象範囲が「日本の中学校卒業前に入国等」に広がるように国に働きかけをしていただけないでしょうか。また、対象範囲の拡大が難しい場合、その理由について確認していただければありがたいです。 また、昨年度、大阪府育英会の奨学金についても、在留資格「家族滞在」にも対象者の拡大ができないか質問したところ、日本に定住し続けるかどうか見通しが立ちにくく、慎重な議論が必要という回答でした。卒業後の進路や定住先に関する見通しが立てば（あるいはそれが立つ要件を設定することができれば）対象範囲を拡大する可能性はあるという理解でよろしいでしょうか。もし、そのほかに検討すべき等、拡大に向けての障壁などがあれば教えてください。	山野上委員	高等学校課においては、在留資格が「家族滞在」のため、日本学生支援機構の奨学金の給付や貸与を受けることができず、進学について断念せざるを得ない状況があることを把握しており、以前より日本学生支援機構に対し、在留資格が「家族滞在」の生徒も奨学金の対象に加えるよう要望し続けてまいりました。 その結果、昨年度から「家族滞在」の生徒も一定の条件を満たした場合は申請が可能となりましたが、引き続き、大学等に進学を希望する意欲と能力のある生徒たちが、経済的な理由で進学を断念することなく、自らの進路を実現できるよう、文部科学省に働きかけを続けてまいります。 奨学金事業は、貸与した奨学金を一定期間後に返還いただき、それを財源に次の方へ貸与する仕組みとなっていますので、貸与する対象者は、将来的に日本で就労又は定住し、確実に返還が見込めることが必要であります。 一方、在留資格が「家族滞在」の高校生等は、扶養者が祖国に帰国する場合等は日本に在留し続けることができなくなります。さらに、連帯保証人となる扶養者も永住者等ではないため、連帯保証人からの債権回収についても困難を伴う場合があると考えられます。 このような実情を鑑みると、「家族滞在」の子どもたちを奨学金の貸付対象に加えるにあたっては、少なからず障壁があると考えております。 今後、対象範囲を拡大すべきか検討するにあたって、日本学生支援機構の事業実施状況や、高校等への進学者を対象とする他の都道府県の奨学金事業の動向を注視してまいります。	教育庁教育振興室高等学校課 教育庁私学課

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
28	(3) 在日外国人教育の充実 (25ページ)	—	私立高校も含めた高校等の授業料完全無償化により、子どもたちの学校選択の幅が広がっており、公私がより一層切磋琢磨しながら、大阪の教育の質を向上させていくことが求められているという認識について深く賛同します。 私立高校における外国籍生徒の数について、私立学校全体における在籍数と在籍人数別学校数を教えてください。また日本語指導が必要な生徒の数について、言語別に私立学校全体の在籍数と在籍人数別学校数を教えてください。 その上で、私立高校における外国籍生徒に対する日本語指導の指導状況等及び外国人支援の取組の実施状況について教えてください。 また、大阪府第2次教育振興基本計画において「私立学校等授業料無償化制度が実施されている中、公私合わせた教育力の向上を図るため、公立と私立が連携し、互いの資源やノウハウなどを活用した取組みを行うことは重要」（48ページ）と言及されています。 府立高校での取組み（特別枠校でのプログラムや指導体制等、特別枠校以外での日本語指導や母語指導、在日外国人をテーマとした人権教育など）の共有等、私立学校との間ですでに進めていること及び今後進めようとしていることについて教えてください	山野上委員	・私立学校全体における外国籍生徒の在籍数と在籍人数別学校数 ・日本語指導が必要な生徒の言語別の私立学校全体の在籍数と在籍人数別学校数 ・私立高校における外国籍生徒に対する日本語指導の指導状況等及び外国人への支援の取組については、いずれも把握しておりません。 府立高校での取組みの私立学校との共有等につきましては、現時点では行っておりません。今後、情報共有や研修の周知等、状況に応じて検討してまいります。	教育庁教育振興室高等学校課 教育庁私学課
29	(3) 在日外国人教育の充実 (25ページ)	在日外国人生徒に対する進路指導への活用（施策番号72）	府立高校を卒業した生徒を対象とした追跡調査は、大変意義深く、興味深い取組みであると感じました。進路形成や社会的自立の実態を把握する上で極めて重要な取組みであると思います。可能であれば、今後さらに対象人数を増やし、その結果をご報告いただければ幸いです。 あわせて、不登校や中途退学となった外国にルーツをもつ児童・生徒の実態について、現在把握されている状況、または今後把握される予定があるかについてお伺いしたいと考えています。 さらに、府立高校に在籍する外国人児童・生徒の不登校者数および中途退学者数について、現時点で利用可能なデータがありましたら、教えて頂ければ幸いです。	オチャンテ委員	在日外国人生徒進路追跡調査は、府立学校を卒業し就職した在日外国人生徒の、卒業から1年後の状況について把握を行い、そこからの課題を明らかにするために、2006（平成18）年度卒業生より実施してきたものです。 具体的には、枠校を含めて、対象生徒が在籍している府立高校約30校程度に抽出調査を依頼し、対象生徒に対して学校を通じて卒業前に調査の趣旨を説明するとともに協力を依頼した上で、卒業から1年後に、就職後の状況等について確認してまいりました。主な調査項目は、採用形態や職種、本名での就職かどうか、就職差別に関すること、転職の有無等になります。 卒業から1年後の任意の調査であるため回答の協力を得られる件数が少なく、個人の特定につながるものが懸念されるため、調査結果の公表等は予定しておりません。 府立高校における不登校の状況については、文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」により把握しておりますが、外国人生徒に限定した調査は実施していないため、外国人生徒に限定した不登校者数や中途退学者数の実態は把握しておりません。 ただし、府立高校に在籍する日本語指導が必要な生徒の中途退学者数については「日本語指導が必要な児童生徒等の受入状況等に関する調査」において把握しており、令和6年度卒業生における中途退学者数は40人で、日本語指導が必要な生徒の約6.6%となっております。	教育庁市町村教育室高等学校課

質問 番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
30	(3) 在日外国人教育の充実 (25ページ)	在日外国人生徒に対する進路 指導への活用（施策番号72）	高校卒業後、就職した生徒の追跡調査はどのように行われ、その結果は公表されていますか。 また、明らかになった課題についてはどの部署がどのように取り組んでおられるのでしょうか。 さらに、高校卒業生の進路の全体的な把握は行われていますか。そのうち、進学もせず、就労もしない生徒の割合はどの程度でしょうか。	亀田委員	「在日外国人生徒進路追跡調査」は、府立学校を卒業し就職した在日外国人生徒の、卒業から1年後の状況について把握を行い、そこからの課題を明らかにするために、2006（平成18）年度卒業生より実施しております。 具体的には、卒校を含めて、対象生徒が在籍している府立高校約30校程度に抽出調査を依頼し、対象生徒に対して学校を通じて卒業前に調査の趣旨を説明するとともに協力を依頼した上で、卒業から1年後に、就職後の状況等について確認してまいりました。主な調査項目は、採用形態や職種、本名での就職かどうか、就職差別に関すること、転職の有無等になります。 卒業から1年後の任意の調査であるため回答の協力を得られる件数が少なく、個人の特定につながるものが懸念されるため、調査結果の公表等は予定しておりません。 高等学校課において、調査により明らかになった課題を踏まえて、関係部署と連携しながら、学校教育と社会との接続を円滑にするための諸施策の検討に取り組んでおります。 在日外国人生徒を対象とした調査は行っておりませんが、「日本語指導が必要な児童生徒等の受入状況等に関する調査」において、日本語指導が必要な生徒の進路状況を把握しています。令和6年度卒業生における、進学も就労もしていない生徒の割合については、日本語指導が必要な生徒のうち約6.8%となっております。	教育庁教育 振興室高等 学校課
31	(3) 在日外国人教育の充実 (25ページ)	在日外国人生徒に対する進路 指導への活用（施策番号72）	令和6年3月卒の生徒のうち、就職した生徒の中から抽出して追跡調査を行い、課題を明らかにする ということですが、調査の規模（対象者数）、対象者の選び方（特別枠、特別卒校、そのほかの府立 高校などを分けて抽出するか等）、調査項目について教えてください。 調査結果について、報告書及び概要について公表される予定はありますでしょうか。	山野上委員	在日外国人生徒進路追跡調査は、府立学校を卒業し就職した在日外国人生徒の、卒業から1年後の 状況について把握を行い、そこからの課題を明らかにするために、2006（平成18）年度卒業生より実 施してきたものです。 具体的には、卒校を含めて、対象生徒が在籍している府立高校約30校程度に抽出調査を依頼し、対 象生徒に対して学校を通じて卒業前に調査の趣旨を説明するとともに協力を依頼した上で、卒業から 1年後に、就職後の状況等について確認してまいりました。主な調査項目は、採用形態や職種、本名 での就職かどうか、就職差別に関すること、転職の有無等になります。 卒業から1年後の任意の調査であるため回答の協力を得られる件数が少なく、個人の特定につな がるものが懸念されるため、調査結果の公表等は予定しておりません。	教育庁教育 振興室高等 学校課
32	(3) 在日外国人教育の充実 (25ページ)	「在日外国人に関わる教育に おける指導の指針」の普及啓 発（施策番号73）	「在日外国人に関わる教育における指導の指針」において、「教育現場においても、外国につなが りのある児童・生徒が、攻撃やからかいの対象とされ、「国へ帰れ」「○○人」と言われるなどの差 別事象が発生し続けており、多文化共生の教育を進めるうえで課題となっている」とありますが、外 国にルーツをもつ児童生徒に関する差別事象の件数を教えてください（もし、内容などによる内訳が 示せるのであれば、それも教えてください）。またその割合が分かるように全体件数も併せて教えて ください。課題である以上、その実態の把握は大切だと思います。特に排外主義の広がりを受けて、 外国につながりがあることを利用したからかいやいじめ、それを受けての萎縮、回避行動が生まれて いることをしばしば聞きます。 また、いじめ、不登校について外国ルーツを持つ児童生徒の件数及び全体に占める割合を教えてください。 昨年度の会議において、国に把握する必要性を伝えてくださいと発言しましたが、もし、国に伝え ているのであれば、その際の反応（特になぜ、把握しないのか）について教えてください。	山野上委員	差別事象は多文化共生の教育を進めるうえで課題であると認識しています。府では学校で生じた 差別事象について報告するように求めています。また、報告のあった事象を分析し、再発防止や未然 防止策を考えるなどの教訓化に努めています。令和6年度に、小・中学校及び高校・支援学校から報 告のあった差別事象の総数は65件でした。そのうち、外国にルーツを持つ児童生徒に関する差別事象 は23件でした。 なお、毎年実施される、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関す る調査」において、いじめの認知件数及び不登校児童生徒数を含めた生徒指導上の課題について、外 国にルーツを持つ児童生徒に係る件数等を調査する項目はないため、外国籍や外国にルーツのある児 童生徒だけのいじめ、不登校の件数や割合は把握しておりません。 いじめや不登校については、国籍やルーツ等に関わらず状況や至った背景、要因等について丁寧な 聞き取り等を通じて把握するとともに、個々の子どもに寄り添った対応や支援を適切に行うよう、府 立学校及び各市町村に対して指導助言を行っているところです。	教育庁人権 教育企画課 教育庁教育 振興室高等 学校課 教育庁市町 村教育室小 中学校課

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
33	(3) 在日外国人教育の充実 (25ページ)	外国人児童・生徒のための教育の推進（施策番号75）	外国ルーツの子どもたちについて、一見、日本語での日常会話に不自由なく見えても、学習言語の習得の面で苦労している子どもたちは多く存在します。小中学校での学習や高校進学のためにどういった支援がされているでしょうか。また、第2次大阪府教育振興基本計画には「子どもたちのアイデンティティの確立に向け、母国文化への理解を深めることができるよう、母語指導等の指導体制を整えます」とあります。どういった取組みを進めているか教えてください。 歴史的経緯と社会意識の中で、本名を名のことや外国にルーツがあることを肯定的に受け止め、自分のアイデンティティを表現することがたやすくないと感じている人もいます。大阪府の教育現場での取組みはそうした課題の克服に取り組んできている評価していますが、現状を把握する目安として、公立学校での在日外国人児童生徒の本名使用の現状を教えてください（小中高の別に国籍・地域別に教えてください）	山野上委員	日本語指導が必要な児童生徒について、多言語化かつ少数散在化が進む現状をふまえ、府の日本語指導員がオンラインで指導を行う「オンライン日本語指導」の実施や、府域7地区に「外国人児童生徒支援員」を配置し、当該児童生徒や保護者の学校生活及び家庭における様々な問題に対する相談対応や、授業での個別支援などを行っております。また、府作成の家庭学習用動画教材について、大学等と連携し、多言語翻訳を進め、現在、11言語で府教育庁のホームページに掲載しています。 その他、外国にルーツのある子どもと日本ルーツの子どもがともに活動し、アイデンティティを育む「オンライン国際クラブOSAKA」、府立高校に通う外国にルーツのある高校生や同じ言語を母語とする中学生との出会いによって将来への展望を持つ機会を作るために、「OSAKA多文化共生フォーラム」を実施しています。 本名指導については、大阪府の「在日外国人に関わる教育における指導の指針」（2024（令和6）年2月策定）の趣旨をふまえ、当該の児童生徒がアイデンティティの確立に関わる本名を使用することができる環境の醸成等各市町村教育委員会においても指針等に明記するように指導するとともに、各学校園において体系的に人権教育に取り組むよう、管理職研修や人権教育研修を通じて指導してきております。 公立学校での在日外国人児童生徒の本名使用の現状（小中高の別に国籍・地域別）については、別添資料のとおりです。なお、国籍別の調査は行っていないことから、全外国人児童生徒の小中別、市町村別の資料となっております。	教育庁教育振興室高等学校課 教育庁市町村教育室小中学校課
34	(3) 在日外国人教育の充実 (25ページ)	外国人児童・生徒のための教育の推進（施策番号75）	外国人の就学促進に係る支援の実施について、どういった取組みを実施しているか、市町村別に大阪の取組みについて教えてください。文部科学省「令和6年度 外国人の子供の就学状況等調査結果について」に基づく回答で構いません。 また、「令和6年度 外国人の子供の就学状況等調査結果について」によると、大阪府では不就学が27人となっています。調査を通して把握した27人について、どういった経緯で生まれたものか、現在どうなっているか教えてください。	山野上委員	外国人の就学促進に係る支援の実施について、「令和6年度 外国人の子供の就学状況等調査結果について」等を含め、市町村別に取組みを集約した資料はないものの、住民基本台帳に基づく就学通知、就学案内の多言語化、就学案内に対する就学希望等の回答のない家庭への再送付、家庭訪問等、各市町村教育委員会により様々な取組が実施されていることは、担当者会等で把握しています。 文部科学省「令和6年度 外国人の子供の就学状況等調査」における不就学は、義務教育諸学校や、外国人学校に在籍していない学齢児童生徒等が該当します。文部科学省の調査では、個々の状況についての設問がないため、そのすべてを府教育庁では把握していませんが、調査時に日本国内にいるものの帰国予定であるため、就学予定がないなどの状況があることを市町村から聞き取っています。	教育庁市町村教育室小中学校課
35	(3) 在日外国人教育の充実 (25ページ)	日本語教育学校支援事業 (施策番号77)	「多言語学習支援員」が派遣されていることは、大変意義のある事業だと考えています。その上で、母語支援員や日本語支援員の専門性・スキルを高めることを目的とした研修や学習活動は実施されていますか。 また、今後実施される予定がありましたら、お教えいただけますでしょうか。	オチャンテ委員	府立高校につきましては、学校からの要望に応じて、「日本語教育学校支援事業」において日本語・母語指導や生活適応指導等の補助を行える生徒の母語・母文化を理解する人材を「教育サポーター」として派遣しております。日本語指導が必要な生徒が在籍する学校において、対象生徒が学校生活を安心して送ることができるよう、文化の違いによる悩みなどに適切にアドバイスができる「教育サポーター」の資質向上を図るとともに、新たな「教育サポーター」登録希望者を養成することを目的に、教育庁主催で年1回育成研修を行っております。 また、府立高校で多言語生徒支援に携わる教職員を対象に、年4回研修を実施しており、自らの専門性やスキルの向上、対象生徒への支援の充実に向けた情報共有等を行っております。	教育庁教育振興室高等学校課

質問 番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
36	(3) 在日外国人教育の充実 (25ページ)	外国人児童生徒等への日本語指導への対応 (施策番号78)	日本語指導に対応する教員の配置は年々増加していると思われますが、対応可能な教員の養成・研修はどのように行われていますか。	亀田委員	府教育庁においては、府立高校で多言語生徒支援に携わる教職員を対象に、年4回研修を実施しています。研修では、受入れに伴う校内支援体制や各教科での抽出授業の取組み、教科学習指導の実践報告等に加え、大学教授やNPO等団体役員による講義や出入国在留管理局職員による在留資格の講義等を企画することで、教職員自らの専門性やスキルの向上を図り、対象生徒への支援の充実に努めています。 小中学校については、日本語指導が必要な児童生徒の増加に伴い、担当する教員も年々増加しており、その育成は喫緊の課題となっており、日本語指導担当教員の研修は計4回（任意研修を加えると計5回）実施しております。 内容は、日本語指導の基礎的事項、学識経験者による講義やワークショップ、授業動画の視聴やグループ協議、「ことばの力のものさし」を活用した子どもの見取りや授業づくり、指導実践の交流、府立大阪わかば高等学校での授業見学等を行うことで日本語指導担当教員の資質・能力の向上を図っております。	教育庁教育振興室高等学校課 教育庁市町村教育室小中学校課
37	(3) 在日外国人教育の充実 (25ページ)	外国人児童生徒等への日本語指導への対応 (施策番号78)	大阪府総合教育会議の府立高校改革アクションプランでは、「学校改革—日本語指導が必要な生徒への支援の充実—」で拠点校は日本語指導が必要な生徒選抜実施校（7校）にサポートを行い、選抜実施校から少数散在校にサポート、相談対応を行うこととなっています。「大阪わかば高校を令和10年度から日本語指導拠点校とする」となっています。 ブレ日本語学習会をすでに実施しているとありますが、実施場所、期間、体制及び内容について教えてください。 「多言語支援推進室（仮称）」はどこに設けられるものであり、こういった役割を持つ予定でしょうか。 拠点校からサポート校に行く支援、サポート校からそのほかの高校（少数散在校）に行く支援及びその体制（予算も含む）として考えていることについて教えてください。またそのほかの高校に支援学校は含まれるでしょうか。 生野支援学校を併設とありますが、支援学校に通う日本語指導が必要な生徒に対する日本語教育も連携して実施されるでしょうか。 制度の対象となる生徒が増加しており、特別枠を増やすこと（特に大阪市内）、定員も増やすことが必要だと考えますが、府教育庁の考えを教えてください。	山野上委員	ブレ日本語学習会は、日本の小中学校での学びを経ずに高等学校に直接入学する生徒、いわゆるダイレクト生に対して、安心して高校生活を送ることができるよう、入学後すぐに必要となる初歩的な日本語を学ぶ場であり、令和7年度入学生から実施しています。 昨年度は令和7年3月28日（土）29日（日）に、府立大手前高校で実施いたしました。また、例年開催している「多言語による高校生活オリエンテーション」をブレ学習会の後に開催することとし、日本語の学習とあわせて、高校生活のオリエンテーションも受けてもらうことで、日本での学校生活の不安を少しでも取り除けるように支援しています。 「多言語教育推進室」は、日本語指導が必要な生徒を支援するための「拠点校」となる大阪わかば高校に設置予定であり、日本語指導が必要な生徒を受け入れている他の少数散在校への支援や、支援員の常駐、オンライン相談対応、教材等の作成・共有などの機能を検討しています。 「拠点校」とあわせて、枠校を「サポート校」として位置づけ、日本語指導が必要な生徒を受け入れている他の学校への支援を行う予定としています。すでに令和7年度から2校の枠校で先行的に試行実施しており、府立高等学校からの要請に応じて、来校相談や授業見学の受入れの実施、多言語生徒の校内支援体制づくりへの助言等を行っています。現時点では、「拠点校」及び「サポート校」の支援対象校に、支援学校は含まれておりません。 府内の公立中学校等において、日本語指導が必要な生徒が増加している中、日本語指導が必要な生徒選抜を実施している8校だけで日本語指導が必要な帰国生徒等を受け入れることは十分でないことから、府立大阪わかば高校を日本語指導の拠点校とし、日本語指導が必要な生徒に、必要な学びを提供できる環境整備を行うとともに、他の7校をサポート校とし、日本語指導が必要な生徒を受け入れている他の学校への支援を実施することといたします。 また、府では、これまで進めてきた「ともに学び、ともに育つ」インクルーシブ教育を一層実践する場として生野支援学校を大阪わかば高校敷地内に移転併設することとしており、今後の両校連携による教育活動の展開や教育課程の編成等は、両校と教育庁で構成するワーキンググループで検討していく予定です。	教育庁教育振興室高等学校課 教育庁教育振興室支援教育課

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
38	(3) 在日外国人教育の充実 (25ページ)	外国人児童生徒等への日本語指導への対応 (施策番号78)	大阪府内で日本語指導が必要な児童生徒の数について、その数と実際に指導を受けられている児童生徒の数について、自治体別に教えてください。 また、日本語指導が必要な児童生徒の判断基準別学校数について、学校種別、課程等別、自治体別の数字を教えてください。 さらに、外国人児童生徒等への日本語指導への対応として行っている日本語指導に対応する教員の配置について、小学校、中学校について自治体別の数を教えてください。 大阪府内でも地域によってずいぶん状況が違うことが予想されますが、自治体による取組み状況の違いについて、課題及び今後の方向性について教えてください。その際、学校・教育委員会だけでなく、地域（NPOや国際交流協会等）や大学等教育機関、国に対して期待する役割があれば教えてください。 ※「判断基準」については文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によるものでお願いいたします。	山野上委員	「令和5年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」より、「大阪府内で日本語指導が必要な児童生徒の数と実際に指導を受けられている児童生徒の数」及び「日本語指導が必要な児童生徒の判断基準別学校数について、学校種別、課程等別、自治体別の数字」について、別添により回答いたします。 なお、外国人児童生徒等への日本語指導に対応する教員の配置についての自治体別の数については、公表しておりません。 府域の各市町村において当該児童生徒が近年増え続けていることで、日本語指導担当教員も増加しているため、当該教員の資質向上が課題であると認識しています。そこで府としては、年間に複数回、日本語指導が必要な児童生徒に対する指導や支援のあり方について研修等を行っています。また、次年度から府域に研究推進校を設置し、効果的な日本語指導を研究・推進することを現在検討しています。 加えて、当該児童生徒が、少数散在化、多言語化する現状に対応するため、府の日本語指導員が直接オンラインによる指導を行い、当該児童生徒の日本語能力の向上に向け、支援しているところで す。 地域（NPO等）に対しては、当該児童生徒を対象とした府の事業について情報提供させていただくことで海外から直接編入する児童生徒へ必要な情報を届けていただく等支援につながっています。また、国際交流センターについては、通訳等に関する情報提供をいただく等しており、当該児童生徒の支援に向け、引き続き連携の充実を図っていくことを期待しております。 国に対しては、当該児童生徒18名に対し教員1名の配置では、少数散在化、多言語化の進む現状に対応するには不十分であることから、日本語指導担当教員の配置基準の見直し等定数改善を要望しているところです。また、国の「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」において、令和6年度、令和7年度と支援員配置に係る予算の交付決定額が減額され、事業実施に困難が生じているため、十分な予算確保についても要望しております。	教育庁市町村教育室小中学校課
39	(3) 在日外国人教育の充実 (25ページ)	日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜 (施策番号82)	大阪府では、日本語指導が必要な児童・生徒の急増に伴い、高校受験を迎える生徒数も増加していると認識しています。今後もこうした状況が続く場合、現在の枠校の数や募集定員で対応可能なのかという点に関心を持っています。 そこで、お伺いしたいのですが、今後さらに増加が見込まれる場合、募集定員の拡大や枠校の増設、また特色のある学校の新設などは想定されているのでしょうか。 (先日、大阪府立わかば高校を見学させていただきました。同校では、日本語指導にとどまらず、教科学習、ディベート、キャリア教育など、多面的で充実した支援が行われており、大変意義深い取組みであると感じました。)	オチャンテ委員	府内の公立中学校等において、日本語指導が必要な生徒が増加している中、日本語指導が必要な生徒選抜を実施している8校だけで日本語指導が必要な帰国生徒等を受け入れることは十分でないことから、令和7年11月に策定した府立高校改革アクションプランにおいて、令和10年度から、大阪わかば高校を日本語指導拠点校とすることについて、今後の具体的な取組みを定めるとともに、他の7校をサポート校とし、日本語指導が必要な生徒を受け入れている他の学校への支援を実施することいたします。 その中で、日本語指導が必要な生徒を支援するための「拠点校」となる大阪わかば高校に、「多言語教育推進室（仮称）」を設置予定であり、日本語指導が必要な生徒を受け入れている他の少数散在校への支援や、支援員の常駐、オンライン相談対応、教材等の作成・共有などの機能を検討しているところです。 今後とも、大阪わかば高校と密に連携しながら、令和10年度からの日本語指導拠点校に向けて、多言語生徒の教育環境の充実・支援について、検討を進めてまいります。	教育庁教育振興室高等学校課

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属																																																											
40	(3) 在日外国人教育の充実 (25ページ)	日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜 (施策番号82)	大阪府学校教育審議会答申「府立高校改革の具体的な方向性とそれを踏まえた入学者選抜制度のあり方について」では、「日本語指導が必要な生徒選抜において不合格となった生徒の中には、その他の府立高校に入学している生徒もいることから、結果として少数散在化が進んでいる」(15ページ)、「日本語指導が必要な生徒については、すべての生徒に希望する学びを提供できる環境が整っておらず、今後も、日本語指導が必要な生徒数の増加が見込まれることから、対策を講じる必要がある」(16ページ)と言及されています。その実態について教えてください。 ・日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜について、学校別に募集人数、合格者数を教えてください。 ・特別枠校以外で日本語指導を必要とする生徒は何人いるでしょうか。日本語指導が必要な子どもたちが在籍する府立高校のうち、子どもたちの状況等を踏まえた教科指導や学校生活の支援を行っている府立高校の数および割合、特別の教育課程を編成して日本語指導を実施している人数及び人数別学校数、学校名について教えてください。また日本語指導の指導者をどのように確保しているか教えてください。 ・外国ルーツの生徒について、特別枠／特別枠校／そのほかの府立学校ごとに、中退退学者数数及び率、進路状況〔進学者数及び率〔可能であれば大学、短期大学、専門学校、各種学校の内訳も教えてください〕、就職者数及び率、就職者における非正規就職者数及び率、進学も就職も行っていない者の数及び率〕について教えてください。	山野上委員	日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜（以下「日本語指導が必要な生徒選抜」といいます。）は、府立東淀川高校、府立福井高校、府立門真なみはや高校、府立八尾北高校、府立成美高校、府立長吉高校、府立布施北高校、府立大阪わかば高校の8校で実施しています。令和7年度入学者選抜における入学状況は次のとおりです。 <table><tr><th>学校名</th><th>募集上限</th><th>合格者</th></tr><tr><td>府立東淀川高校</td><td>18名</td><td>18名</td></tr><tr><td>府立福井高校</td><td>16名</td><td>12名</td></tr><tr><td>府立門真なみはや高校</td><td>16名</td><td>16名</td></tr><tr><td>府立八尾北高校</td><td>16名</td><td>16名</td></tr><tr><td>府立成美高校</td><td>16名</td><td>16名</td></tr><tr><td>府立長吉高校</td><td>16名</td><td>26名</td></tr><tr><td>府立布施北高校</td><td>16名</td><td>23名</td></tr><tr><td>府立大阪わかば高校</td><td>20名</td><td>40名</td></tr></table> なお、長吉高校、布施北高校、大阪わかば高校においては、特別選抜の合格者数が募集人員を満たしていない場合、先に選抜を行う日本語指導が必要な生徒選抜の合格未決定者から合格者を補うこととしており、募集上限を超えて合格者を決定しています。 令和7年5月1日現在、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜実施校以外で日本語指導を必要とする生徒は、217名で39校に在籍しています。また、特別枠校も含めた43校（全在籍校47校のうち約92%の学校）において、配付プリントのルビ打ちややさしい日本語での教科指導等を行っているほか、学校生活の支援として、生徒の母語・母文化を理解する人材として「教育サポーター」の派遣を活用しています。 府立高校において、令和7年度に特別の教育課程を編成して日本語指導を実施している人数は136名で、大阪わかば高校で83人、布施北高校で31人、桃谷高校定時制で22人となっています。 日本語指導の指導者については、教員の加配や非常勤講師を配置するとともに、教育庁主催で年4回教職員研修を実施し、支援に携わる教職員の専門性やスキルの向上、対象生徒への支援の充実に向けた情報共有等を行っているところです。また、学校からの要望に応じて、教育サポーターの派遣や保護者懇談時の通訳派遣、多言語学習支援員の配置を行っております。 中途退学者数等については、外国ルーツの生徒を対象とした調査は行っておりませんが、「日本語指導が必要な児童生徒等の受入状況等に関する調査」において、日本語指導が必要な生徒の中途退学の状況を把握しています。令和6年度卒業生におけるそれぞれの人数及び率については、以下の通りとなっています。 <table><tr><th></th><th>枠校</th><th>枠校以外</th><th>日本語全体</th></tr><tr><td>中退者数（率）</td><td>24人（5.4%）</td><td>18人（9.6%）</td><td>40人（8.6%）</td></tr><tr><td rowspan="4">進学者数（率）</td><td>62人（84.6%）</td><td>17人（77.3%）</td><td>79人（86.9%）</td></tr><tr><td>うち大学（率）</td><td>38人（39.6%）</td><td>13人（59.1%）</td></tr><tr><td>うち短期大学（率）</td><td>9人（9.4%）</td><td>1人（4.5%）</td></tr><tr><td>うち専修学校（率）</td><td>15人（15.6%）</td><td>3人（13.6%）</td></tr><tr><td rowspan="2">就職者数（率）</td><td>24人（25.0%）</td><td>3人（13.6%）</td><td>27人（22.9%）</td></tr><tr><td>うち非正規（率）</td><td>5人（5.2%）</td><td>1人（4.5%）</td></tr><tr><td>進学でも就職でもない人数（率）</td><td>8人（8.3%）</td><td>2人（9.1%）</td><td>8人（8.6%）</td></tr></table>	学校名	募集上限	合格者	府立東淀川高校	18名	18名	府立福井高校	16名	12名	府立門真なみはや高校	16名	16名	府立八尾北高校	16名	16名	府立成美高校	16名	16名	府立長吉高校	16名	26名	府立布施北高校	16名	23名	府立大阪わかば高校	20名	40名		枠校	枠校以外	日本語全体	中退者数（率）	24人（5.4%）	18人（9.6%）	40人（8.6%）	進学者数（率）	62人（84.6%）	17人（77.3%）	79人（86.9%）	うち大学（率）	38人（39.6%）	13人（59.1%）	うち短期大学（率）	9人（9.4%）	1人（4.5%）	うち専修学校（率）	15人（15.6%）	3人（13.6%）	就職者数（率）	24人（25.0%）	3人（13.6%）	27人（22.9%）	うち非正規（率）	5人（5.2%）	1人（4.5%）	進学でも就職でもない人数（率）	8人（8.3%）	2人（9.1%）	8人（8.6%）	教育庁教育振興室高等学校課
学校名	募集上限	合格者																																																															
府立東淀川高校	18名	18名																																																															
府立福井高校	16名	12名																																																															
府立門真なみはや高校	16名	16名																																																															
府立八尾北高校	16名	16名																																																															
府立成美高校	16名	16名																																																															
府立長吉高校	16名	26名																																																															
府立布施北高校	16名	23名																																																															
府立大阪わかば高校	20名	40名																																																															
	枠校	枠校以外	日本語全体																																																														
中退者数（率）	24人（5.4%）	18人（9.6%）	40人（8.6%）																																																														
進学者数（率）	62人（84.6%）	17人（77.3%）	79人（86.9%）																																																														
	うち大学（率）	38人（39.6%）	13人（59.1%）																																																														
	うち短期大学（率）	9人（9.4%）	1人（4.5%）																																																														
	うち専修学校（率）	15人（15.6%）	3人（13.6%）																																																														
就職者数（率）	24人（25.0%）	3人（13.6%）	27人（22.9%）																																																														
	うち非正規（率）	5人（5.2%）	1人（4.5%）																																																														
進学でも就職でもない人数（率）	8人（8.3%）	2人（9.1%）	8人（8.6%）																																																														

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
41	(3) 在日外国人教育の充実 (25ページ)	日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜 (施策番号82)	出身国で中学校まで卒業し、その後来日した外国ルーツの若者について、日本でのキャリア形成や自己実現という観点から、また社会の構成員の育成という観点からも高校進学はとても重要ですが、一方でとても高い壁があります。 ダイレクト受験の子どもの数及び合格者数を教えてください。いずれも特別枠、特別枠校、それ以外の府立学校の別に教えてください。 多言語による進路ガイダンスについて、「日本語指導を必要とする帰国・渡日児童生徒及びその保護者を対象に…」とありますが、ダイレクト受験の子どもたちも参加することはできないでしょうか。あるいは制度上の位置づけや施設や人員の対応能力の観点から一緒にできない場合、ダイレクト受験を希望する子どもたちを対象とした多言語による進路ガイダンスが開催できないでしょうか。府教育庁単独で難しい場合、国際交流協会やNPO法人との共催、あるいは国際交流協会やNPO法人の実施に対する協力といった形で開催ができないでしょうか。 また、実際の手続きの第一歩である府教育委員会への事前相談の際、現状では受験希望者（あるいはその支援者）が自分で通訳を用意する必要がありますが、学校教育、高校受験についても理解がある通訳者を確保できるとは限らず、内容理解や手続きの難しさを増すケースがあると聞きます。言葉や制度が分からないことにより、教育へのアクセスが阻害されることがないように、府としてもOFIXと連携して学校教育、高校受験についても理解がある通訳者の確保と配置を行うなどの配慮ができないでしょうか。 また、そもそも高校進学が選択肢としてぱっと思い浮かばない若者や支援者もいます。対象者、関係者への周知広報の在り方について府教育庁の考えを教えてください。	山野上委員	外国における9年の課程を終え、日本の中学校を経ずに直接公立高等学校を受験する、いわゆるダイレクト受験生は、令和7年度選抜で延べ102人、合格者は78人でした。 内訳 ・日本語指導が必要な生徒選抜の合格者 38人 ・一般選抜等における、日本語指導が必要な生徒選抜実施校への合格者 14人 ・それ以外の府立高校への合格者 26人 入学者選抜への出願に係る事前相談では、現状、予算や準備時間の確保等の観点から、府教育庁において事前に通訳者の確保をすることは難しい状況です。このことから、本人・保護者が日本語を理解できる支援者や通訳者を連れて来庁いただき事前相談を実施しています。出願手続き等の全体説明会においては、府立高校に勤務する教職員等に依頼し、外国語での通訳を行いながら出願手続きを進めています。 今後、日本語指導拠点校において就学前相談の対応を検討してまいります。	教育庁教育振興室高等学校課
42	(3) 在日外国人教育の充実 (25ページ)	公立大学法人大阪 大阪公立大学における「帰国生徒特別選抜」の実施（施策番号83）	「帰国生徒特別選抜」の出願条件について教えてください。 また、外国にルーツをもつ受験生を対象とした特別選抜制度は設けられていますか。 あわせて、今後そうした特別選抜を設置する予定はありますか。 例えば、宇都宮大学では「外国人生徒」枠が設けられており、その出願資格は「日本国籍を有せず、大学入学に支障のない在留資格をもつ者」とされています。国立大学の事例ではありますが、同様の制度についての検討状況があればお聞かせください。	オチャンテ委員	「帰国生徒特別選抜」の出願要件は、各学部・学域によって異なるため、別添1（「2026年度帰国生徒特別選抜学生募集要項」）16～25ページをご参照ください。なお日本の高校を卒業する場合は当該出願条件を満たさないこととなります。 また、委員お示しの宇都宮大学で設けられている「外国人生徒枠」と同様の出願資格を定めたような外国にルーツをもつ受験生を対象とした特別選抜制度は設けておりません。 現行の入試の検証を行い、各学部・学域の意向や社会の動向を踏まえながら、今後の入試制度の在り方の検討なかで、導入の適否を含め、検討していきます。	副首都推進局公立大学法人担当
43	(3) 在日外国人教育の充実 (25ページ)	外国人学校の振興（施策番号85）	東京ではインターナショナルスクール誘致（※1）のような政策が進んでおり、大阪の水都国際中学校・高等学校などの先進的な取組みのもう一歩先を行くかもしれない状況です。また、神戸市では2025年9月からイギリスのインターナショナルスクールが開校したと聞いています。（※2） 現在は円安で投資効率はいいため、大阪も戦略的に海外インター校を誘致する機会かもしれない。イギリスやオーストラリアの領事館などは必ず関心を示すはずであるため、そうしたインターナショナルスクールの誘致に取り組むのはいかがでしょうか。 （名刺を探せば英国インター校の連合体の事務局長あたりの名刺は出てくるはず。万博の英国館のイベントで名刺交換済み。） （※1参考）https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/internationalschool （※2参考）https://kobeigashinada.goguy.net/jp/2025/07/25/nlcs/	近藤委員	万博後の大阪の成長戦略「Beyond EXPO 2025」骨子（案）（※1）において、大阪の持続的な成長・発展に繋げてくために、グローバル人材・企業の進出を促す環境の1つとして、インターナショナルスクールの誘致を施策として位置付けています。 また、国際金融都市OSAKA戦略（※2）において、国際金融都市の実現に向けて、金融系外国企業等で働く高度金融人材にとって魅力的な生活環境を整備するため、こうした人材に帯同する子供への教育環境整備の推進を掲げています。 このため、国内外の高度外国人材に向けて、どのようなインターナショナルスクールを求めているのか、2024年3月にアンケートによるニーズ調査を行いました。現在、大阪に関心をもつインターナショナルスクール関係者に対し、候補地（府立高校・市立小学校跡地等）の紹介等も行っており、引き続き、インターナショナルスクールの誘致に向けて、庁内関係部局や大阪市などと連携しながら、取り組んでまいります。 （※1）https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/116402/17kaishiryou2.pdf （※2）https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/12561/hontaijapanese20pdf_2.pdf	政策企画部成長戦略局国際金融都市担当

質問 番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
7	地域・府政への参画促進					
44	(1) 地域社会への参画支援 (33ページ)	地域の消防団への参画 (施策 番号87)	(1) 「大阪府在日外国人施策に関する指針」では「地域社会への参画支援」について「地域社会の取組みを支援する」とあり、施策として「地域の消防団への参画」が挙げられています。この件について、府として行っていること及び7市のそれぞれにおいて消防団として外国人が行っている活動／行えない活動について、どう整理をしているか教えてください。 (2) 地域の消防団への参画以外に府として行っている、あるいは基礎自治体への働きかけや推奨を行っていることがあれば教えてください（実施がなければ、検討段階でも構いません）。その中で、「地域社会の取組みを支援」として、府がどういった支援を行っているか、あるいは行う予定か、教えてください。	山野上委員	(1) 消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、各市町村に設置される消防機関ですが、本府では、地域防災力の中核を担う消防団員の確保に向け、外国籍住民の方のみならず、女性・若者など様々な立場の方に加わいただけるよう各種イベントでチラシ配布を行うなど、市町村と連携を図りながら消防団の認知度向上や加入促進に向けた取組みを進めております。 外国人消防団員については、消防庁の通知において、火災現場からの退去を命じたり、延焼を防ぐために家屋を破壊するなど、人の権利義務に直接具体的効果を及ぼす行為、いわゆる公権力の行使に該当しない範囲で活動することに留意が必要とされております。 具体的な活動例としては、災害時における消火活動のためのホース等の運搬・撤収、要救助者の救出・搬送や傷病者の手当、住民への避難誘導、平時においては、消防団に関する広報活動、学校等での防災教育のほか、外国人向けの通訳・翻訳業務などを行うことが可能と示されており、市町村に対し周知を行っているところです。 なお、府内市町村の消防団においては、7市（泉大津市、貝塚市、茨木市、寝屋川市、大東市、箕面市、泉佐野市）で外国籍住民が消防団員として活動しており、それぞれ地域の実情に応じて、広報・啓発活動や避難誘導時の通訳などの活動を行っています。 (2) 各市町村の国際化担当及び府内市町村国際交流協会が参加する会議にて、市町村等における先進事例の共有を行っているところです。 なお、令和7年度においては、災害時の外国人対応についてのテーマで事例を募った結果、2件の先進事例を共有いたしました。（泉佐野市、平成30年台風接近時の経験をふまえた災害対応／公益財団法人とよなか国際交流協会、平時からの災害時外国人支援の準備）	政策企画部 危機管理室 消防保安課 府民文化部 都市魅力創造局国際課
45	(2) 留学生の就職促進 (33 ページ)	外国人留学生就職支援事業 (施策番号88) 外国人材受入加速化支援事業 (施策番号89) 外国人留学生インターンシップ活用チャレンジ支援事業 (施策番号90)	留学生の就職促進に係る3施策について、実際にどの程度の効果や実績があるのかを知りたいです。	大石委員	○施策番号88「外国人留学生就職支援事業」について 外国人留学生就職支援事業は、令和7年度は就職セミナーを17回（ビジネス日本語講座や模擬面接、英語・中国語でのセミナー、OBOG懇談会等）、企業見学会を2回（JR西日本不動産開発、Kスカイ）実施し、延べ461名の参加がありました。セミナー後のアンケートでは、「基礎的な就活知識等を習得できた者の割合」「日本企業に対する理解が深まった者の割合」「府内企業への就職意欲が向上した留学生の割合」のいずれも9割を超える結果となっております。 ○施策番号89「外国人材受入加速化支援事業」について 本事業は外国人材の採用を検討する府内企業と外国人留学生等とのマッチングを支援する事業です（R5より開始）。通称「MEET IN OSAKA」として、府内企業や外国人留学生等への認知度も高まってきており、昨年度は240社の企業と2,400名を超える外国人材が参加しています。 参加者の事業への満足度も高く、「応募につながる人材と出会えた」、「就職活動中の留学生にとって大変助けになる」という声をいただくなど、府内企業と外国人材の出会いの場として活用いただいています。 ■本事業に参加した企業／外国人材数（目標値：200社／800名） - 令和5年度 184社／2,118名 - 令和6年度 240社／2,438名 - 令和7年度（12月末現在） 179社／1,572名	府民文化部 都市魅力創造局国際課 商工労働部 商工労働総務課

質問 番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
					○施策番号90「外国人留学生インターンシップ活用チャレンジ支援事業」について 本事業は外国人材の採用を検討する府内企業を対象に、外国人留学生とのインターンシップを支援する事業です（R7より開始）。参加企業の約70％が「インターンシップを通じて採用を検討したい人材と出会えた」と回答しています。 また、「外国人材と働くイメージが掴めた」等の感想も多く寄せられ、府内企業における外国人材の受入れ環境整備につながったものと考えます。 留学生に関しては、参加者の約60％が「入社したいと思った企業があった」と回答しています。また、「社会人として働く経験を通じて、将来像を具体的に想像できた」といった声もあり、府内企業での就職を考えるきっかけやキャリア意識の向上に寄与しているものと考えます。 ■本事業に参加した企業／外国人材数 ・令和7年度（12月末現在） 30社／82名（目標値：50社／100名）	商工労働部 商工労働総務課
46	(2) 留学生の就職促進（33ページ）	外国人材受入加速化支援事業（施策番号89）	インターンシップ活用支援はとても有意義な事業だと思います。合わせて、外国人を採用した企業の外国人向け研修、日本語学習への支援等を一定期間行えば、特に中小の企業にとっては採用意欲も高まるのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。	亀田委員	外国人向けの研修や日本語学習は、関係法令や国の指針等において、雇用する企業の責務として定められていますが、中小企業では採用や育成にかかる環境が整備されておらず、適切に対応できない企業も存在すると認識しております。	商工労働部 商工労働総務課
47	(2) 留学生の就職促進（33ページ）	外国人留学生インターンシップ活用チャレンジ支援事業（施策番号90）			このため、外国人材受入加速化支援事業では、外国人材の採用・育成ノウハウを学ぶセミナーを企業向けに実施しているほか、企業のためのコミュニティを開設し、他社における外国人向け研修や日本語学習の取組事例を学ぶ機会を提供するなどしています。また、国や支援機関等とも連携し、外国人材の採用を検討する企業向けの支援メニューを広くご案内しております。	商工労働部 商工労働総務課
48	(2) 留学生の就職促進（33ページ）	外国人留学生インターンシップ活用チャレンジ支援事業（施策番号90）	府内企業への就職を希望する外国人留学生を対象とした事業ですが、今後、府立高校（特に特別枠）やさらには府内の大学等と連携して、外国にルーツを持つ生徒の枠を設けることはできないでしょうか。 また、外国人材の受入れに関心のある府内企業に対して、外国にルーツのある若者の存在について知る機会を設けることはできないでしょうか。	山野上委員	本事業は、人手不足に対応するため、外国人材の採用を検討する府内企業向けに、外国人留学生（※）とのインターンシップの機会を提供し、外国人材の受入環境整備や雇用のミスマッチ対策を促すことにより、府内企業における外国人材の採用・定着を図ることを目的としております。 府内企業が職業や生活習慣等について多様な価値観を有する外国人材をインターンとして採用し、受入環境整備等を行うことにより、人手不足対応のほか、イノベーション創出に寄与するスキルを有した外国人材の受入れを支援するものです。このため、本事業の趣旨を踏まえても「外国にルーツのある若者」の枠を設けることは難しいと考えます。 なお、外国人留学生等を施策対象としていますが、府内企業とのマッチング支援を行う「大阪府外国人材受入加速化支援事業（MEET IN OSAKA）」は、在留資格に関わらず大阪での就職を希望する外国人材に活用いただける事業であり、実際に「留学」以外の様々な在留資格の人材が参加しています。 （※）在留資格「留学」で日本に在留する外国人留学生（大学、専門学校、日本語学校等の全年学）を主に想定。	商工労働部 商工労働総務課
49	(3) 府政への参画促進（33ページ）	大阪府在日外国人施策有識者会議の運営（施策番号91）	本会議で、各分野の識者や外国人市民と直接つながる事業を実施されている国際交流協会の皆さんから、府の施策に対する質問や意見を聞くことは有益であると考えます。 一方で、地域に暮らす外国人と府が、直接対話をされる機会を設けることも必要ではないかと思います。 人口減・高齢化により、国全体として外国人の受け入れを進めるのであれば、当然ながら多岐にわたる生活のサポートが必要ですが、現状は各市の国際交流センターが多くを担っています。外国人市民にとって、身近な団体で、寄り添い支援をされる重要な組織であると認識しておりますが、団体や基礎自治体では対応しきれない課題も多くあります。 大阪府で多文化共生社会を実現していくために、外国人市民が、直接府の皆さんと対話ができるような機会を設け、現在の行政の取組みについて理解してもらうと同時に、必要な施策を策定していくことも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。	金委員	施策の実施にあたっては、本有識者会議において、府内に居住する在留外国人の多い国籍に関わる当事者や、在日外国人に係る生活相談に関わっている者等を有識者に選任し、様々な意見聴取や情報交換に努めるとともに、在留外国人からの生活相談を受け付けている大阪府国際交流財団（OFIX）と意見交換などをしながら施策策定の参考にしていきます。	府民文化部 人権局人権擁護課 府民文化部 都市魅力創造局国際課

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属
第2	推進体制の充実					
50	(1) 庁内推進体制の充実 (35ページ)	小中学校における日本語指導推進事業（施策番号98）	外国人児童生徒支援員、日本語指導支援員、オンライン日本語指導員の養成・研修はどのように行われていますか。	亀田委員	学校に配置している「外国人児童生徒支援員」に対しては、府として外国人児童生徒支援員連絡協議会を年3回、支援内容の交流を中心に実施しています。日本語指導対応教員と合同で実施する協議会については、学識経験者による講義や授業動画の視聴・分析、グループ協議を行っています。 中学校夜間学級設置校では、実践的な知識や指導方法が身につけられるように、日本語指導経験が豊富な教員が、学習指導や生徒とのかかわり方について、業務での助言等をとおして日本語指導支援員の育成に取り組んでいます。 「オンライン日本語指導員」に対しては、年10回研修を行っています。内容については、日本語指導に関する具体的な指導方法や人権意識の醸成に関わることなど、計画的に実施しており、学識経験者の指導助言や府指導主事の講義等を通して、指導員の資質・能力の向上を図っています。	教育庁市町村教育室小中学校課
51	(2) 市町村・NPO・事業者等との連携（43ページ）	OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会 受入促進に関するWG及び共生推進に関するWGの実施 (施策番号101)	外国人の在留状況について、調査・研究などの部門はありますか。例えば、外国人の集住地域、コミュニティの形成状況、特定の国籍の増加に関する原因・理由・対策、在留外国人の声を聞く機会を設けるなど、現状把握はどのように行われますか。	亀田委員	出入国在留管理庁ホームページに掲載される在留外国人統計や、大阪出入国在留管理局が令和8年1月6日から30日まで実施している「情報発信に関するアンケート」の結果が共有される予定につき、それらを活用し、現状把握に努めてまいります。	政策企画部 企画室推進課 商工労働部 商工労働総務課 府民文化部 都市魅力創造局国際課
52	(2) 市町村・NPO・事業者等との連携（43ページ）	OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会 受入促進に関するWG及び共生推進に関するWGの実施 (施策番号101)	同協議会における現在の検討事項を教えてください。 2025年10月から在留資格「経営・管理」については、要件が厳格化され、資本金が500万円から3,000万円に引き上げ、相当程度の日本語能力を有する職員の常勤化等が求められることになります。規模が小さいながらも、こつこつとまじめに事業を営み、家族を呼び、子どもを育てている外国人の中には突然の要件の厳格化により、日本で仕事を続けて生活を継続することが難しい人がでてきます。 本人の意向とは違う部分で、また突然の要件の厳格化により日々の生活や進路が断たれることを防ぐために、また、地域経済の活性や地域社会担い手の確保、育成などを進めることを目的として、官民一体で取り組む相談対応体制の構築や何らかの支援策を行うことはできないでしょうか。政府としても実態の伴わないケースへの対応が課題であり、小規模ながらもまじめに事業に取り組んでいる人も締め出そうというつもりではないと思います。 また、その取組みについては大阪府以外にも発信していただければと思います。 ※前提として、自治体や国際交流協会が実施している相談窓口には事業経営に関するノウハウや資源があまり蓄積されておらず、十分な対応はできないのではないかと課題意識を持っています。 ※こういった取組みの有無は、社会の外国人に対する態度として外国人に伝わるといいますし、地域に対する信頼感や関わりの有無につながりうるものだと思います。排外主義が言われる時代だからこそ、大事だと思います。	山野上委員	OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会では、外国人材の円滑な受入促進と外国人が地域住民とともに暮らし支え合う共生社会を実現するため、令和6年に「外国人材の受入れ・共生のための取組みの方向性」を策定しました。 同協議会が設置する受入促進ワーキンググループでは、外国人材の育成から定着に向けた企業内における仕組みづくりの促進など、共生推進ワーキンググループでは、外国人生活相談の専門性向上、より効果的な情報発信の充実、日本語教育に向けた環境整備といった事項を検討しています。 このような体制のもと、在留資格制度の状況等についても構成団体と共有し、企業及び事業者等への周知を促しています。今後も、国、市町村、経済団体等が参加するオール大阪の体制を活かし、大阪出入国在留管理局をはじめとする関係団体と引き続き情報共有・相互連携を図っていきます。	政策企画部 企画室推進課 商工労働部 商工労働総務課 府民文化部 都市魅力創造局国際課

質問番号	指針の項目 (指針の掲載ページ)	施策名 (実施状況の掲載ページ)	質問内容	質問者	回答内容	回答所属																																																																	
第3 その他関連施策																																																																							
53	—	大阪府公立学校教員採用選考 (施策番号115)	志願者数は全体の数値と思われますが、このうち外国人と思われる志願者は何名程度でしょうか。また、特別永住者以外で実際に採用された実績はあるのでしょうか。採用実績がある場合、どのような教科に多いといった特徴があるのでしょうか。	大石委員	教員採用選考テストにおいては、出願時に国籍を確認しておらず、志願者に占める日本国籍以外の者の割合は把握しておりません。 採用選考合格者については、任用に際し国籍を確認しておりますが、特別永住者であるかの確認は実施しておりません。国籍と校種・教科別の採用者は、以下のとおりです。 <参考> ○採用者のうち日本国籍以外の者 ・令和7（2025）年4月1日採用 7人 ・令和6（2024）年4月1日採用 3人 ・令和5（2023）年4月1日採用 3人 ○国籍と校種・教科 <table><tr><th rowspan="2">採用 年度</th><th rowspan="2">言語</th><th rowspan="2">小学校</th><th colspan="2">中学校</th><th colspan="3">高等学校</th><th rowspan="2">支援 学校</th></tr><tr><th>普通</th><th>特種</th><th>普通</th><th>国際</th><th>新学</th></tr><tr><td rowspan="4">R7</td><td>国語</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>英語</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>数学</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>外国語</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>R6</td><td>国語</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>R5</td><td>国語</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td>2</td><td></td><td></td></tr></table>	採用 年度	言語	小学校	中学校		高等学校			支援 学校	普通	特種	普通	国際	新学	R7	国語	1					2		英語		1						数学				1				外国語				1				R6	国語	1			1			1	R5	国語			1		2			教育庁教職員室教職員人事課
採用 年度	言語	小学校	中学校		高等学校				支援 学校																																																														
			普通	特種	普通	国際	新学																																																																
R7	国語	1					2																																																																
	英語		1																																																																				
	数学				1																																																																		
	外国語				1																																																																		
R6	国語	1			1			1																																																															
R5	国語			1		2																																																																	
指針の項目外																																																																							
54	—	—	大阪府在日外国人施策有識者会議において、また、私が2020年に発表した論文でも指摘しましたが、「地域と多文化を議論する際には、重視されがちな『連携』部分だけでなく、『反目し合う関係性』や、圧倒的多数を占める『無関心層』の存在を含めた議論が不可欠である」と指摘しています。 「多文化共生」への風当たりが強くなっている現状では、広く府民等へ向けて概念としての「多文化共生」の大切さを啓発するのももちろん大切ですが、その反作用（拒否反応や反感）も大きくなることが予測されます。そのため、理念部分での啓発と合わせて、根本部分の誤解の解消、すなわち、外国人に向けた施策は日本人の便益と相反せず、むしろ防災対策のように地域住民と外国人住民のWIN-WINの関係性が期待できることや、実は昨今の排外主義が、外国人に起因する事象は実はとても少なく、社会経済的状況悪化が要因となっていること等をきちんと理解してもらうための何かしらの取組みや理解講座といったものも必要になってくるかと思われますが、その部分の取組みや今後の予定等がありますか。	片岡委員	多文化共生社会を推進する上で、府民の皆様にもその重要性を理解していただくことは、非常に大切であると認識しています。 そこで、現在、国において、秩序ある共生社会実現に向けた取組の方向性が議論されており、府としては国の動きを注視していくとともに、ヘイトスピーチ解消や外国人の人権侵害の解消等に向け、引き続き、あらゆる機会を通じて、全庁で連携を図りながら、効果的な周知・啓発活動、相談支援を行っていきます。	府民文化部 人権局人権擁護課																																																																	

Ⅱ 外国人児童・生徒在籍者数及び本名使用などの状況

1-1. 大阪府内小学校の市町村別

令和7年9月現在

市町村名	全学校数	余在籍者数 (R7.5現在)	全外国人児童					
			在籍校数	在籍者数	本名使用者数	在籍校率(%)	在籍者率(%)	本名使用率 (%)
豊中市	39	21,887	39	271	240	100.0	1.238	88.6
池田市	10	4,897	10	67	63	100.0	1.368	94.0
箕面市	14	8,435	13	80	76	92.9	0.948	95.0
能勢町	1	260	0	0	0	—	—	—
豊能町	4	462	1	1	1	25.0	0.216	100.0
吹田市	35	21,155	31	221	193	88.6	1.045	87.3
高槻市	41	16,591	33	98	82	80.5	0.591	83.7
茨木市	32	15,318	26	95	81	81.3	0.620	85.3
摂津市	10	4,251	9	37	31	90.0	0.870	83.8
島本町	4	1,953	4	8	8	100.0	0.410	100.0
守口市	13	6,016	13	85	64	100.0	1.413	75.3
枚方市	44	18,596	41	153	122	93.2	0.823	79.7
寝屋川市	23	9,620	20	80	55	87.0	0.832	68.8
大東市	12	4,933	12	95	68	100.0	1.926	71.6
門真市	13	3,953	13	117	84	100.0	2.960	71.8
四條畷市	6	2,469	6	13	10	100.0	0.527	76.9
交野市	9	4,057	7	17	15	77.8	0.419	88.2
東大阪市	51	19,247	50	488	374	98.0	2.535	76.6
八尾市	28	12,166	27	350	251	96.4	2.877	71.7
柏原市	10	2,842	9	61	57	90.0	2.146	93.4
富田林市	16	4,661	15	73	60	93.8	1.566	82.2
河内長野市	13	3,934	9	27	25	69.2	0.686	92.6
松原市	15	4,790	15	66	40	100.0	1.378	60.6
羽曳野市	14	4,672	12	38	28	85.7	0.813	73.7
藤井寺市	7	2,740	6	29	25	85.7	1.058	86.2
大阪狭山市	7	3,277	6	11	10	85.7	0.336	90.9
太子町	2	610	0	0	0	—	—	—
河南町	2	632	2	4	4	100.0	0.633	100.0
千早赤阪村	2	137	1	2	2	50.0	1.460	100.0
泉大津市	8	3,336	8	43	33	100.0	1.289	76.7
和泉市	20	9,115	20	110	93	100.0	1.207	84.5
高石市	7	2,775	7	30	30	100.0	1.081	100.0
忠岡町	2	708	2	8	8	100.0	1.130	100.0
岸和田市	24	8,826	21	95	90	87.5	1.076	94.7
貝塚市	11	3,866	9	27	24	81.8	0.698	88.9
泉佐野市	13	4,422	10	79	75	76.9	1.787	94.9
泉南市	10	2,703	8	28	22	80.0	1.036	78.6
阪南市	8	1,993	6	10	10	75.0	0.502	100.0
熊取町	5	2,231	4	9	8	80.0	0.403	88.9
田尻町	1	426	1	6	6	100.0	1.408	100.0
岬町	3	454	1	2	1	33.3	0.441	50.0
大阪府小計	589	245,416	527	3,034	2,469	89.5	1.236	81.4

Ⅱ 外国人児童・生徒在籍者数及び本名使用などの状況

1-2. 大阪府内中学校の市町村別

令和7年9月現在

質問33資料

市町村名	全学校数	余在籍者数 (R7.5現在)	全外国人生徒					
			在籍校数	在籍者数	本名使用者数	在籍校率(%)	在籍者率(%)	本名使用率 (%)
豊中市	17	9,987	16	112	88	94.1	1.121	78.6
池田市	5	2,471	4	11	10	80.0	0.445	90.9
箕面市	8	4,130	8	23	22	100.0	0.557	95.7
能勢町	1	155	0	0	0	—	—	—
豊能町	2	272	0	0	0	—	—	—
吹田市	18	9,223	16	49	40	88.9	0.531	81.6
高槻市	18	7,962	12	27	18	66.7	0.339	66.7
茨木市	14	7,518	12	41	27	85.7	0.545	65.9
摂津市	5	1,901	4	7	6	80.0	0.368	85.7
島本町	2	923	1	3	3	50.0	0.325	100.0
守口市	8	2,747	8	26	16	100.0	0.946	61.5
枚方市	19	9,367	18	64	29	94.7	0.683	45.3
寝屋川市	12	4,976	11	24	21	91.7	0.482	87.5
大東市	8	2,544	8	33	18	100.0	1.297	54.5
門真市	6	2,205	6	52	42	100.0	2.358	80.8
四條畷市	3	1,246	3	8	7	100.0	0.642	87.5
交野市	4	1,868	2	7	3	50.0	0.375	42.9
東大阪市	25	9,841	24	199	135	96.0	2.022	67.8
八尾市	15	6,046	15	180	117	100.0	2.977	65.0
柏原市	7	1,457	4	19	12	57.1	1.304	63.2
富田林市	8	2,310	7	23	13	87.5	0.996	56.5
河内長野市	7	1,936	6	11	7	85.7	0.568	63.6
松原市	7	2,407	7	31	20	100.0	1.288	64.5
羽曳野市	6	2,410	4	19	14	66.7	0.788	73.7
藤井寺市	3	1,483	3	12	12	100.0	0.809	100.0
大阪狭山市	3	1,439	3	8	6	100.0	0.556	75.0
太子町	1	292	0	0	0	—	—	—
河南町	1	358	1	2	2	100.0	0.559	100.0
千早赤阪村	1	90	1	3	3	100.0	3.333	100.0
泉大津市	3	1,668	3	13	10	100.0	0.779	76.9
和泉市	10	4,990	10	44	38	100.0	0.882	86.4
高石市	3	1,315	3	10	7	100.0	0.760	70.0
忠岡町	1	377	1	3	3	100.0	0.796	100.0
岸和田市	11	4,670	8	20	15	72.7	0.428	75.0
貝塚市	5	2,134	2	5	5	40.0	0.234	100.0
泉佐野市	5	2,230	3	29	28	60.0	1.300	96.6
泉南市	4	1,429	3	7	5	75.0	0.490	71.4
阪南市	4	1,143	3	10	7	75.0	0.875	70.0
熊取町	3	1,052	2	3	3	66.7	0.285	100.0
田尻町	1	226	1	1	1	100.0	0.442	100.0
岬町	1	238	0	0	0	—	—	—
大阪府小計	285	121,036	243	1,139	813	85.3	0.941	71.4

令和5年度

日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（国公表データより抽出）

質問38資料①

	小・義務前期		中・義務後期		計	
	日本語指導が必要な児童生徒数	日本語指導における「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数	日本語指導が必要な児童生徒数	日本語指導における「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数	日本語指導が必要な児童生徒数	日本語指導における「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数
豊中市	124	85	54	21	178	106
池田市	72	72	9	9	81	81
箕面市	17	17	12	12	29	29
能勢町	1	0	1	1	2	1
豊能町	0	0	0	0	0	0
吹田市	79	62	13	13	92	75
高槻市	37	37	22	22	59	59
茨木市	80	80	31	31	111	111
摂津市	41	41	14	14	55	55
島本町	2	2	2	2	4	4
守口市	32	31	99	11	131	42
枚方市	50	49	23	23	73	72
寝屋川市	30	30	10	10	40	40
大東市	57	57	19	19	76	76
門真市	107	107	50	50	157	157
四條畷市	9	9	6	6	15	15
交野市	17	17	2	2	19	19
東大阪市	319	319	211	105	530	424
八尾市	243	243	144	95	387	338
柏原市	39	34	5	3	44	37
富田林市	41	41	8	8	49	49
河内長野市	16	16	5	5	21	21
松原市	87	87	38	38	125	125
羽曳野市	31	31	10	10	41	41
藤井寺市	16	16	9	9	25	25
大阪狭山市	3	3	1	1	4	4
太子町	0	0	0	0	0	0
河南町	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	1	1	0	0	1	1
泉大津市	15	15	4	4	19	19
和泉市	51	51	28	28	79	79
高石市	4	4	1	1	5	5
忠岡町	3	3	3	3	6	6
岸和田市	61	61	78	8	139	69
貝塚市	26	26	8	8	34	34
泉佐野市	46	41	14	14	60	55
泉南市	33	33	14	14	47	47
阪南市	7	6	3	3	10	9
熊取町	8	7	2	2	10	9
田尻町	3	3	1	1	4	4
岬町	1	1	0	0	1	1
大阪市	921	718	405	352	1326	1070
堺市	285	285	161	161	446	446
政令市除く計	1809	1738	954	606	2763	2344
政令市含む計	3015	2741	1520	1119	4535	3860

令和5年度

日本語指導が必要な児童生徒の判断基準別学校数（国公表データより抽出）

質問38資料②

	小学校		中学校		義務教育学校（計）		うち前期課程				うち後期課程			
	(ア) 0 しAや 能力の 定法に より、判 定してい る。 (※)	(イ) 1 児童の 生活の 場から 学習の 場を対 象とし て、判 断して いる。 (※)	(ウ) 2 児童の 生活の 場から 学習の 場を対 象とし て、判 断して いる。 (※)	(エ) 3 児童の 生活の 場から 学習の 場を対 象とし て、判 断して いる。 (※)	(オ) 4 児童の 生活の 場から 学習の 場を対 象とし て、判 断して いる。 (※)	(カ) 5 児童の 生活の 場から 学習の 場を対 象とし て、判 断して いる。 (※)	(キ) 6 児童の 生活の 場から 学習の 場を対 象とし て、判 断して いる。 (※)	(ク) 7 児童の 生活の 場から 学習の 場を対 象とし て、判 断して いる。 (※)	(ケ) 8 児童の 生活の 場から 学習の 場を対 象とし て、判 断して いる。 (※)	(コ) 9 児童の 生活の 場から 学習の 場を対 象とし て、判 断して いる。 (※)	(サ) 10 児童の 生活の 場から 学習の 場を対 象とし て、判 断して いる。 (※)	(シ) 11 児童の 生活の 場から 学習の 場を対 象とし て、判 断して いる。 (※)	(ス) 12 児童の 生活の 場から 学習の 場を対 象とし て、判 断して いる。 (※)	(セ) 13 児童の 生活の 場から 学習の 場を対 象とし て、判 断して いる。 (※)
1 豊中市	6	23	8	4	3	10	6	0	0	1	0	0	0	0
2 池田市	4	8	5	0	0	3	2	0	0	1	1	0	0	1
3 箕面市	7	7	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
4 能勢町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
5 豊能町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 吹田市	18	19	1	0	8	8	1	0	0	0	0	0	0	0
7 高槻市	17	18	9	1	10	10	6	3	0	0	0	0	0	0
8 茨木市	11	17	6	1	5	6	3	0	0	0	0	0	0	0
9 摂津市	5	9	2	0	2	5	1	1	0	0	0	0	0	0
10 島本町	0	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
11 守口市	7	7	0	0	7	7	0	0	1	1	0	0	1	1
12 枚方市	5	21	13	3	0	8	4	1	0	0	0	0	0	0
13 寝屋川市	1	9	5	0	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0
14 大東市	11	10	5	0	4	4	2	0	0	0	0	0	0	0
15 門真市	14	14	5	0	6	6	3	1	0	0	0	0	0	0
16 四條畷市	2	5	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
17 交野市	0	7	2	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0
18 東大阪市	39	0	0	0	17	2	0	0	2	0	0	2	0	0
19 八尾市	12	19	10	2	6	11	3	0	0	0	0	0	0	0
20 柏原市	3	3	3	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0
21 富田林市	12	12	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
22 河内長野市	8	8	0	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
23 松原市	13	13	0	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0
24 羽曳野市	8	8	2	0	4	4	2	0	1	1	0	1	1	0
25 藤井寺市	4	5	3	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0
26 大阪狭山市	0	2	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
27 太子町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28 河南町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29 千早赤阪村	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 泉大津市	7	7	7	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0
31 和泉市	15	15	15	0	8	8	8	0	1	1	1	1	1	1
32 高石市	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
33 忠岡町	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
34 岸和田市	18	18	6	0	5	5	2	0	0	0	0	0	0	0
35 貝塚市	6	7	6	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
36 泉佐野市	0	9	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
37 泉南市	8	8	4	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0
38 阪南市	0	4	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
39 熊取町	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
40 田尻町	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
41 岬町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42 大阪市	57	183	106	19	38	84	62	10	1	1	1	1	1	1
43 堺市	14	60	33	6	7	27	9	1	0	0	0	0	0	0
政令市除く計	265	323	135	11	116	146	65	7	5	6	3	0	5	6
政令市含む計	336	566	274	36	161	257	136	18	6	7	4	0	6	7

単位：校